

釧路市まちづくり基本条例に 基づく取り組みについて



2020年（令和2年）3月

は じ め に

釧路市では、まちづくりに関する基本理念・基本原則を定め、市民の権利・責務と市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定め、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目指すために策定した「釧路市まちづくり基本条例（以下、基本条例）」を、２０１５年（平成２７年）１０月１日に施行しました。

基本条例の第２９条において、

「市長が、この条例の施行の日から５年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案して、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。」

と定めがあり、本年２０１９年（令和元年）は、条例施行から５年目にあたります。

市は、これまで基本条例に基づいて行ってきた取り組みを改めて市民の皆さんにお知らせし、今後、さらに市民との協働によるまちづくりを進めるために、２０１９年（令和元年）１０月１日から１２月６日の期間で、市民の皆さんから「これまで条例に基づいて行ってきた取り組みに関するご意見」、「今後、さらに市民協働を進めるにあたってのご意見・ご提言」という観点で広くご意見をいただきました。

本書は、基本条例に基づいて行ってきた取り組みを第１章、市民の皆さんからいただきましたご意見・ご提言につきましては第２章にとりまとめさせていただいたものです。

市民の皆さんからいただきましたご意見は、市における各施策を検討する際に参考とさせていただきます。

市は、基本条例に基づき、積極的な情報提供や市民参加の機会を設けるように努め、市民の皆さんには、まちづくりや地域づくりに積極的にご参加いただき、市民、行政が一体となったこれからの釧路のまちづくりを推し進めて参りたいと考えております。

【お問合せ先】

釧路市総合政策部都市経営課 企画担当

〒085-8505

釧路市黒金町７丁目５番地 釧路市役所３階

電話：0154-31-4502（直通） F A X：0154-22-4473

E-mail：to-kikaku@city.kushiro.lg.jp

－ 第 1 章 －

1	釧路市まちづくり基本条例策定の経緯と目的・・・・・・・・・・	1
2	基本条例の3つのポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	「まちづくり基本条例に基づく取組状況」の表の見方・・・・	3
4	基本条例に基づく取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

－ 第 2 章 －

5	市民の皆さんからのご意見・ご提言・・・・・・・・・・	29
---	----------------------------	----

－ 参 考 資 料 －

6	資料1 釧路市と民間事業者等との連携協定一覧・・・・	33
7	資料2 輝くまちづくり交付金交付対象事業・・・・・・・・	36
8	資料3 釧路市公園里親制度について・・・・・・・・・・	40
9	資料4 おたっしゃサービス実施団体一覧・・・・・・・・	41
10	資料5 災害時における各協定一覧表・・・・・・・・・・	42
11	資料6 防災訓練の取組、及び市民の参加状況・・・・	44
12	釧路市まちづくり基本条例全文・・・・・・・・・・・・・・・・	45

— 第 1 章 —

1 釧路市まちづくり基本条例策定の経緯と目的

我が国では、少子・高齢化の進行、産業経済構造の変化、価値観の多様化など、さまざまな分野において構造的な変化が生じており、それに伴い、地域社会においても、現役世代の減少や単身高齢者の増加、地域コミュニティの希薄化など、さまざまな状況の変化が生じるとともに、解決が必要な課題も多様で複雑なものへと変容しています。

こうした課題に対応し、地域の特性を生かしたまちづくりを進めるためには、行政だけでなく、地域住民一人一人がまちづくりに参加する意識を持った上で、地域住民と行政がともに自立し、対等な関係でそれぞれの役割を果たす協力関係を構築し、「市民の力」を生かしたまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、釧路市では、市民と行政が協働するまちづくりをより一層進めていくために、まちづくりに参画する各主体の責務等を明らかにした「釧路市まちづくり基本条例」を策定することとしました。

その検討においても、市民参加のもとで検討が進められ、日頃、地域のまちづくりに関わっている団体の方々や公募で選ばれた方々に、有識者と市職員を加え、(仮称) 釧路市自治基本条例検討委員会を設立し、2012年(平成24年)7月から2014年(平成26年)11月まで、2年5か月の間、全23回にわたって意見交換を重ねました。

この結果を踏まえて、市が条例案を作成し、パブリックコメントを経て、平成27年釧路市議会2月定例会における議決を経て「釧路市まちづくり基本条例」は制定され、2015年(平成27年)10月1日に施行されました。

条例施行から5年目にあたる本年2019年(令和元年)まで、本誌でお示しするように、条例の理念に基づき、市民協働によるまちづくりに向けて様々な具体的な取り組みが行われてきており、今後、市では、さらに市民の皆さんとの協働の取り組みを推し進め、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていきたいと考えております。

2 基本条例の3つのポイント

条例が目指す大きい目標

よりよいまちに向かっていくためには、市民みんなでまちづくりのことを知り、参加できることが大切です。
この条例はまちづくりをしっかりと支えていくみんなの役割、考え方、仕組みなどをわかりやすく整理し、
みんなのまちづくりへの参加を進め、市民が主体のまちづくりを実現するための基本的なルールを定めた条例です。

前 文

第1条 目的

条例のポイント その1 情報共有

まちづくりは、まず「知る」ことから！

？



まちづくりの
全体像って見えにくい

市のお知らせって、難しい言葉が
並んでわかりにくいよね



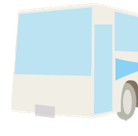
言いたいことがあれば、いつでも
話せばいいのかなあ

- ◆市は市民にわかりやすく情報を提供します。
- ◆市民はまちづくりへの関心を高めて情報を集めます。
- ◆市と市民はお互いに情報を共有します。

第13条 情報共有

条例のポイント その2 市民参加

まちづくりに参加しよう！



子育てボランティアを
やっています



町内会でみんなと
活動しています

市の会議委員を公募したので、
まちづくりに参加してみました



- ◆市はまちづくりへの市民参加の機会をつくります。
- ◆市民はまちづくりに参加するように努めます。
- ◆市と市民は協働でまちづくりを行います。

第16条 市民参加

第17条 協働

条例のポイント その3

役割分担

市民、議会、市長・職員が役割を果たして、共に協力し合ってまちづくり！



こういことが進むと、
市民が主体のまちづくりを
進められるんだね！



市民

みんなが協働する
まちづくりの実現



議会

- ◆市の重要な事柄を決定します。
- ◆市長や職員の仕事をチェックします。
- ◆市民の意見を反映します。

第11条 議会及び議員の責務



市長・職員

- ◆公正、誠実に仕事をします。
- ◆能力の向上に努めます。
- ◆市民の意見を反映します。

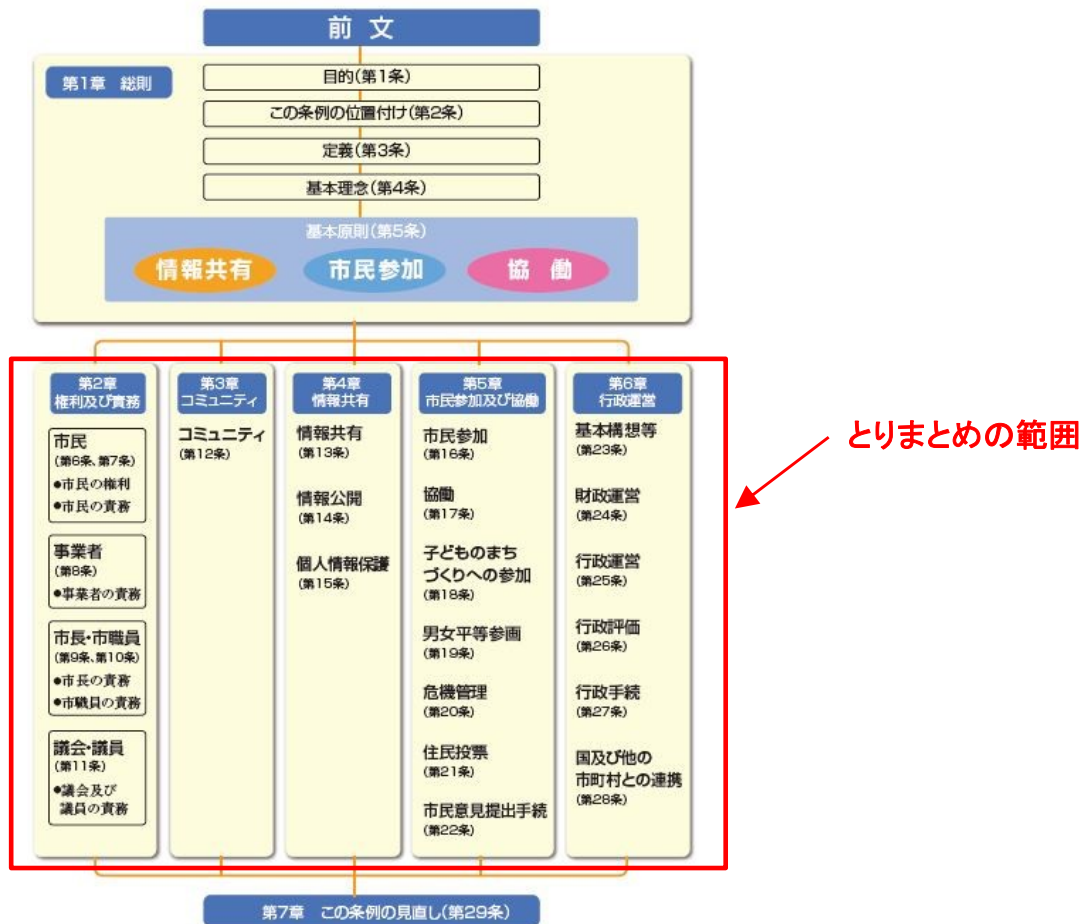
第9条 市長の責務

第10条 市職員の責務

3 「まちづくり基本条例に基づく取り組み」の表の見方

- ・次のページから、基本条例に基づく取組状況について具体事例をまとめています。
- ・以下の第2章～第6章に沿って取り組まれている具体的な事業をとりまとめています。

釧路市まちづくり基本条例の構成



とりまとめの表

取組実績は
グレー網掛け部に
記載しています

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章 権利及び責務	
関係条項	取り組みの項目
	取組状況
(市民の権利)	市民によるボランティア活動 ※主な活動例 >地元事業者による /千代ノ浦マカバーク内の清掃ボランティア >町内会や老人クラブによる /花壇の整備ボランティア >市民有志による /遊学館ボランティア(工作下準備、イベント運営協力 など) >市民有志による /図書館ボランティア(朗読、ブックカバーかけ、本の修理 など)
第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。	
(事業者の責務)	民間事業者との連携協定と取組内容 ①釧路市における町内会の加入促進に関する協定 (釧路市×釧路市連合町内会×公益社団法人北海道宅地建物取引(業協会釧路支部) >販売・賃貸契約仲介時に町内会の加入を促進 ②釧路市と株式会社北洋銀行との連携及び協力に関する協定書 (釧路市×株式会社北洋銀行) >釧路市ビジネスサポート協議会の一員として、釧路市ビジネスサポートセンターBizの運
第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。	

表中の年号の見方

H27→ 2015(平成27年)、H28→ 2016(平成28年)、H29→ 2017(平成29年)、H30→ 2018(平成30年)、R1→ 2019(令和元年)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■取り組みの項目
	➤取組状況
(市民の権利)	■市民によるボランティア活動 ※主な活動例 ➤地元事業者による / 千代ノ浦マリパーク内の清掃ボランティア ➤町内会や老人クラブによる / 花壇の整備ボランティア ➤市民有志による / 遊学館ボランティア(工作下準備、イベント運営協力 など) ➤市民有志による / 図書館ボランティア(朗読、ブックカバーかけ、本の修理 など)
(事業者の責務)	■民間事業者との連携協定と取組内容 別添資料 1 第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。 ①釧路市における町内会の加入促進に関する協定 (釧路市×釧路市連合町内会×公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部) ➤販売・賃貸契約仲介時に町内会の加入を促進 ②釧路市と株式会社北洋銀行との連携及び協力に関する協定書 (釧路市×株式会社北洋銀行) ➤釧路市ビジネスサポート協議会の一員として、釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizの運営 ➤販路開拓の推進として、地場産品等の情報発信やビジネスマッチングに資する事業をH28年度から、市内開催商談会の運営等の協力により進めている ③釧路市と釧路信用金庫との連携及び協力に関する協定書 (釧路市×釧路信用金庫) ➤キャリア教育の推進(くしろキッズタウンの実施支援) ・就労、消費疑似体験を通じ職業や社会の仕組みを学ぶ「くしろキッズタウン」に金融関係業務として、釧路信用金庫が出展 ＊R1年度実績: 出展企業数21企業、参加者数334人 ➤早寝早起き朝ごはん運動の推進(カレンダー作成) ・「早寝・早起き・朝ごはん」カレンダーを作成し、市内小学校の全児童に配布 ➤釧路市ビジネスサポート協議会の一員として、釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizの運営に協力 ➤販路開拓の推進として、地場産品等の情報発信やビジネスマッチングに資する事業をH28年度から、市内開催商談会の運営等の協力により進めている ④釧路市と株式会社北海道銀行との地方創生に関する包括連携協定書 (釧路市×株式会社北海道銀行) ➤釧路市ビジネスサポート協議会の一員として、釧路市ビジネスサポートセンターk-Bizの運営に協力 ⑤釧路市とANAセールス株式会社との連携及び協力に関する協定書 (釧路市×ANAセールス株式会社) ➤H28年4月1日～H30年3月1日の期間、協定にANAセールス株式会社より職員1名が派遣され、観光振興等に関する業務へ従事 ➤釧路市出身でANA所属の平昌五輪代表 床亜矢可、床泰留可姉妹が指導を行う、関東圏のアイスホッケーチームに所属する小学生を対象とした合宿ツアーを実施

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目
	➢ 取組状況
(事業者の責務)	⑦ 釧路市地域安心ネットワーク事業協定書 (釧路市×株式会社セブン・イレブン・ジャパン) (〃 ×ALSOK北海道株式会社) (〃 ×損害保険ジャパン日本興亜株式会社) (〃 ×ヤマト運輸株式会社釧路西支店・ヤマト運輸株式会社釧路東支店・ヤマト運輸株式会社釧路中央支店・ヤマト運輸株式会社釧路支店) (〃 ×からだ元気治療院釧路つるい村店) ➢ 日常業務の中で高齢者、障がい者、子どもその他の住民等の何らかの異変に気付いた場合、市に連絡、または消防・警察への通報への協力に関する協定
	⑧ 釧路市と日本郵便株式会社釧路市内郵便局との包括的連携に関する協定書 (釧路市×日本郵便株式会社 釧路市内郵便局) ➢ 高齢者、障がい者、子どもその他住民等の何らかの異変に気付いた場合の情報提供(→市への連絡、または消防・警察への通報への協力) ➢ 手紙の書き方体験授業一環として、市内小学校に教材提供
	⑨ 釧路市と株式会社コンサドーレとの包括連携協定書 (釧路市×株式会社コンサドーレ) ➢ 旧柏木小学校屋内体育館をコンサドーレ釧路U-12・15の練習場所として提供
	⑩ 釧路市とイオン株式会社との地域連携協定 (釧路市×イオン株式会社) ➢ くしろWAON事業 「くしろWAON」の利用金額の一部が、イオンから市に寄附され以下取り組みに活用 の予定 ・子どもたちのスポーツ・文化の振興と育成 ・タンチョウや阿寒湖のマリモなどの自然環境保護 ・釧路市動物園の環境整備 ➢ クールチョイスの推進 イオン昭和店にて地元ガス会社と電力会社と共同でイベントを実施。省エネ機器やクールチョイスに関するパネルの展示、イオンマイホームセンターにて地元ハウスメーカー等と連携しイベント実施。省エネ機器やパネルの展示など。
	⑪ 釧路市教育委員会と一般社団法人釧路青年会議所との連携協定書 (釧路市教育委員会×一般社団法人釧路青年会議所(JC)) ➢ 市内中学校において、JCメンバーによる出前講座・職場体験等の実施
	⑫ 空き家等対策に関する協定 (釧路市×(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部×釧路司法書士会 ×(一社)北海道建築士事務所協会釧路支部 ×釧路市建設事業協会 ×釧路弁護士会) ➢ 合同相談会開催、利活用等についての各種協力
	⑬ 「子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言」 (釧路市教育委員会×学校×連合町内会) ➢ 市民協働のまちづくりにおける連携強化を図るため、釧路市と釧路市連合町内会が締結した連携基本協定に基づき、地区ごとの活動単位を持ちながら、連合町内会と学校及び教育委員会が、域校連携に取り組むもの。青少年の健全育成を目的に学校と連合町内会、教育委員会にて情報交換を実施
	⑭ 釧路市消防本部消火薬剤詰め替え等の補助に関する協定 (釧路市×一般社団法人北海道消防設備協会釧路支部) ➢ 釧路市消防本部管轄内で発生した火災において善意により初期消火を行った市民の方が使用した消火器に対して無償で消火薬剤詰め替えを行う消火薬剤補助事業を実施

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(事業者の責務)	⑮ 釧路市とひがし北海道クレインズとの包括連携協定書 (釧路市×ひがし北海道クレインズ) ➢ アイスホッケーによるスポーツ活動を通じて、釧路市民のスポーツ活動の振興及び青少年の健全育成を図る。ひがし北海道クレインズへの支援及び応援活動を推進を実施
	■ 民間事業者との連携した取り組み 釧路森林資源活用円卓会議(民間事業者26団体) ➢ 林業・木材産業に関する取り組みとして、担い手の確保対策や業界内のスキルアップを目的とした研修会の開催及び地域材の需要拡大を目指す取り組みや普及啓発活動等 くしろ長期滞在ビジネス研究会 (会員数:53社) ➢ 不動産事業者やホテル事業者、交通事業者等で組織し、釧路市が事務局を担っている「くしろ長期滞在ビジネス研究会」が中心となり、移住定住促進及び長期滞在促進を進めている
	■ 市と連携した民間事業者によるCSR活動 釧路市クリーンパートナー制度 (登録団体数 12団体) ➢ 釧路市内の企業・各種団体などが、ボランティア清掃により、ごみのない清潔できれいな街づくりを推進することを目的とした制度(市がその活動を支援)登録した団体による、定期的なボランティア清掃の実施 保育園の園庭整備、保育施設の清掃奉仕活動 ➢ 建設事業者による地域貢献事業として園庭整備や清掃事業者による保育施設の清掃奉仕活動の実施 釧根電気工事協同組合ボランティア ➢ 組合による市有施設等の修繕ボランティア実施
	■ 市と民間事業者との人事交流 釧路信用金庫との人事交流 ➢ H28年度～H29年度に、釧路信用金庫から市へ1名職員が派遣され、都市経営課基本構想担当へ配属し、「釧路市まちづくり基本構想」の策定業務へ従事 大地みらい信用金庫との人事交流 ➢ H28年度に、大地みらい信用金庫から市へ1名職員が派遣され、都市経営課企画担当へ配属し、定住自立圏構想のビジョン改定や予算編成業務に従事 釧路市とANAセールス株式会社との連携及び協力に関する協定書【再掲】 (釧路市×ANAセールス株式会社) ➢ H28年4月1日～H30年3月1日の期間、協定にANAセールス株式会社より職員1名が派遣され、観光振興等に関する業務へ従事

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(市職員の責務) 第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。	■ 職員向け各種研修会の開催・参加状況 ※主な研修の例 新採用研修(前期・後期) ➢ 新採用職員を対象に研修を実施 スキルアップ研修 ➢ 採用2～10年目の職員を対象に研修を実施 階層別研修((1)マネジメント研修、(2)新任課長補佐研修、(3)新任係長研修、(4)新任主査研修) ➢ 各階層に必要な知識・技能の体系的な習得を図る研修を実施 コーチング研修 ➢ 課長補佐職及び係長職を対象にコミュニケーションスキルの向上を図る研修を実施 政策形成研修(まちづくり研修) ➢ 市及び管内自治体職員を対象に政策立案・実行能力向上を図る合同研修を実施 ■ 課内研修の開催・実施状況 ※主な研修の例 民間事業者の施設等における研修 ➢ 日本製紙工場パルプ工程研修、釧路コールマイン選炭工場研修 など スキルアップ研修 ➢ 保健指導スキルアップ研修 など ■ 外部研修への参加状況 派遣研修 ➢ 北海道 3名(H27.4.1～)、総務省 1名(H27.4～H27.9)、環境省 1名(H31.4～)、観光庁 1名(H29.7～)、北海道市長会 1名(H30.4～)、北海道後期高齢者医療広域連合(H27.4～)、一般財団法人地域活性化センター(H28.4～H30.3) 個別の業務に関する外部研修 ➢ 認知症サポーター講座、特定健診関係に係る研修 など ■ 視察の実施状況 他都市の市道除雪体制の視察 ➢ 苫小牧市・小樽市 認知症初期集中支援チーム設置に係る視察研修 ➢ 札幌市・苫小牧市

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第2章

権利及び責務

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(議会及び議員の責務) 第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。	■ 議会だより
	質疑一般質問および委員会審査、審議結果などを掲載した議会だよりの発行。 > H27年度からの発行実績: 年4回(2月・5月・8月・11月)および臨時号(H27年6月・H29年6月)
	■ 議会報告会 「市民にわかりやすい開かれた議会」を目指し、市民と議員が自由に意見交換する場として毎年「議会報告会」を開催。 > H27年度: 実施箇所数 7か所、参加人数計 114人 H28年度: 実施箇所数 7か所、参加人数計 94人 H29年度: 実施箇所数 7か所、参加人数計 54人 H30年度: 実施箇所数 4か所、参加人数計 89人
	■ その他、議会の取り組み 意見交換会の実施 > 釧路市消防団(テーマ 防災)、JA阿寒女性部(テーマ 阿寒町のまちづくり)、北のビーナス発見隊(テーマ 音別町のまちづくり)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第3章

コミュニティ

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(コミュニティ) 第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てよう努めなければならない。	■ 町内会の加入率の推移や取組状況 「釧路市における町内会への加入促進に関する協定」に基づく加入促進の取り組みや、FMラジオ出演を通じた啓発、市内スーパー店頭やイベント時に加入促進を図るなど、連合町内会と連携した取り組みを行っている > 町内会加入率(各年度末時点) H27年度:45.16%、H28年度:44.28%、H29年度:43.90%、H30年度:47.41% > 町内会数(各年度末時点) H27年度:506町内会、H28:507町内会、H29:502町内会、H30:501町内会 > 加入者数(各年度末時点) H27:41,600世帯、H28:40,734世帯、H29:40,268世帯、H30:43,438世帯 ■ コミュニティ・スクールの校数の推移や取組状況 学校と地域が連携・協働し、子どもたちの成長を支えることを目的とした「コミュニティ・スクール」を推進(地域住民や保護者が一定の責任をもって学校運営に参加する仕組み) > H27年度:導入校4校、調査研究校5校、H28年度:導入校7校、調査研究校2校、H29年度:導入校9校、調査研究校0校、H30年度:導入校9校、調査研究校3校 ・導入校・・・図書室開放や登下校の見守り活動など、家庭・地域・学校が連携し「地域とともにある学校づくり」を推進 ・調査研究校・・・保護者や地域の理解・協力を得ながら、導入に向けた取り組みを推進
2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。	■ 市民アンケート調査(まちづくりへの参加意向等) H28.11月「釧路市まちづくり基本構想等策定に向けた市民アンケート調査報告書」より > 積極的に参加したい(また、現在すでに参加している)⇒5.5% 機会があれば参加したい⇒51.3% 親しい人にたのまれば参加する⇒21.0% 参加したくない⇒19.6% 無回答⇒2.6% ■ 中学生アンケート調査(まちづくりへの参加意向等) H28.11月「釧路市まちづくり基本構想等策定に向けた市民アンケート調査報告書」より > 積極的に参加したい(また、現在すでに参加している)⇒15.7% 機会があれば参加したい⇒64.7% 親しい人にたのまれば参加する⇒17.6% 参加したくない⇒2.0% ■ 企業アンケート調査(取り組んでいる地域社会への貢献活動) H28.11月「釧路市まちづくり基本構想等策定に向けた市民アンケート調査報告書」より > 教育機関への協力⇒39.3% 地域活動への協力・支援⇒35.7% 献血に協力⇒30.4% 寄付⇒25.0% リサイクル活動⇒19.6% 高齢者・障がい者の雇用⇒16.1% ボランティア団体・NPOなどへの支援⇒14.3% 施設の地域開放を実施⇒7.1% その他⇒3.6% 特になし⇒16.1% ※複数回答のため合計が100%にならない ■ 各種団体アンケート調査(今後参加したい地域活動について) H28.11月「釧路市まちづくり基本構想等策定に向けた市民アンケート調査報告書」より > お祭りなどのイベントに関する活動⇒30.6% 地域の自然を守り育てる環境保全活動⇒29.7% 町内会との連携などの地域活動⇒27.0% 子ども会などの青少年の健全育成に関する活動⇒25.2% 地域清掃活動や花などを植える活動⇒24.3% 高齢者や障がい者への介助などの福祉活動⇒22.5% 国内交流・国際交流等に関する活動⇒20.7% 交通安全・防災・防犯などに関する活動⇒19.8% スポーツ行事や健康づくりに関する活動⇒18.0% 資源のムダづかいをなくし環境を守るエコ活動やリサイクル活動⇒14.4% 託児など子育て支援に関する活動⇒10.8% その他⇒17.1% ※複数回答のため合計が100%にならない

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第3章

コミュニティ

関係条項	■ 取り組みの項目
	➤ 取組状況
(コミュニティ)	■ 消防団数の推移及び一般市民(市職員を除く)の各団員数 ➤ H27年度当初: 定数 510名、加入人数 422名(加入率 82.74%) H28年度当初: 定数 510名、加入人数 437名(加入率 85.68%) H29年度当初: 定数 510名、加入人数 429名(加入率 84.11%) H30年度当初: 定数 510名、加入人数 416名(加入率 81.56%) H31年度当初: 定数 510名、加入人数 407名(加入率 79.80%)
3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。	■ 町内会への支援状況 ➤ 町内会が設置している街路灯の維持費補助金(電気料金)、LED灯導入費補助金及び整備費補助金を交付 ➤ 釧路市連合町内会を通して各事業や地区連合町内会の活動、各町内会で行うごみ拾いや春の全市一斉清掃など、環境美化の活動へ補助金を交付
	■ その他、コミュニティ支援への取り組み
	一財) 自治総合センターが行うコミュニティ助成事業について、HPや連町通信を用いて町内会等へ広く周知
	➤ H30年度: 町内会が災害時に一時避難場所となる公園の備品整備に活用 釧路市生涯学習まちづくり出前講座の実施 (市の職員が講師となって、生涯学習やまちづくり活動を支援) ➤ まちづくり出前講座実施回数 H27年度: 102件3,746人、H28年度: 110件5,040人、H29年度: 112件5,099人、 H30年度: 128件5,336人

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第4章 情報共有

関係条項	■取り組みの項目 >取組状況
(情報共有) 第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。	■広報くしろの発行部数、及び市民の認知度 等 >発行部数 H27年度:月1回発行 毎回83,500部、H28年度:月1回発行 毎回83,500部 H29年度:月1回発行 毎回83,600部、H30年度:月1回発行 毎回83,600部 R1年度予定:月1回発行 毎回83,600部 >認知度 ※広報くしろに関するアンケート(一部抜粋)より Q1. 広報くしろを読んだことがありますか ⇒ある 152人、⇒ない 21人、⇒未回答 1人 Q2. 広報くしろの紙面内容の印象について ⇒分かりやすく、読みやすい 142人、⇒分かりにくく、読みづらい 12人 Q3. 読んだことがない、読まない理由は何ですか ⇒広報くしろを知らない 6人、⇒手元に届かない 10人、⇒興味がない 4人 ⇒内容がつまらない 0人、⇒その他 5人 ■FMくしろの活用、及び市民の認知度 >毎週月曜日午前10時05分から15分程度、「市役所からこんにちは」というコーナーを設け、市政情報やイベント等について紹介 毎月、最終月曜日は市長が出演し、市の取り組みなどを紹介 ※過去の市長の出演内容については市ホームページに掲載 【市長出演内容 ホームページの閲覧回数】 H27年度:368回、H28年度:453回、H29年度:387回、H30年度:481回 ■市公式ホームページの活用、及び市民の認知度 >H27年度(アクセス総数:5,936,906件) アクセス数上位:①釧路市トップページ(690,149件)、②動物園トップページ(254,776件)、③道東自動車道・釧路外環状道路開通ページ(143,195件) >H28年度(アクセス総数:6,300,628件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(649,358件)、②動物園トップページ(234,267件)、③道東自動車道・釧路外環状道路開通ページ(159,085件) >H29年度(アクセス総数:6,410,730件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(568,501件)、②動物園トップページ(226,724件)、③夜間・休日当番病院ページ(85,430件) >H30年度(アクセス総数:6,582,002件) アクセス数上位…①釧路市トップページ(442,481件)、②動物園トップページ(196,291件)、③災害・緊急情報ページ(108,861件) ■Twitter,Facebook、YouTube等の活用による市民周知、及び市民の認知度・反応 >くらしの情報(イベント等の周知、注意喚起 など) >YouTubeに、職員採用試験のPR動画を掲載、くしろの魚のさばきかたシリーズ動画の掲載、観光PR動画の掲載 >Facebookにて、「【注意喚起】消防・救急を語る不審な電話に注意してください」を投稿し、注意喚起に対する133件の反応と電話問い合わせがあり対応 防災に関する情報 >毎月2回Facebookによる防災情報発信

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第4章 情報共有

関係条項	■取り組みの項目 ➤取組状況
(情報共有)	■ふれあいトークの実施状況 及び出された意見に対する対応 等 H27年度: 釧路公立大学生等との意見交換(25名) H28年度: 輝くまちづくり交付金事業採択団体の若者との意見交換(8名) H30年度: UIターン促進事業等で釧路市に就職された若者との意見交換(3名) ※主な意見で取り組みにつながったもの…交付金事業で、障がい福祉課と連携し、釧路駅地下通路の壁面にて、ボードレスアートを中心とした「アンダーグラウンドアートミュージアム」を開催 ■学校・家庭・地域と共に考える教育懇談会の内容、及び参加人数 等 学校・家庭・地域が連携した取り組みのひとつとして、市民に対しては各種教育計画や事業についての説明を行い、意見・質問をいただいている H27年度: 6回開催、参加人数 161人、H28年度: 6回開催、参加人数 165人 H29年度: 未開催、H30年度: 6回開催、参加人数 157人 ・参加していた町内会副会長より、自身の町内会における通学路の安全確保に関する意見が挙げられ、防犯カメラ設置の取り組みの一助となった。 ■住民説明会の内容、及び参加人数 等 制度周知に関すること ➤街路灯維持費補助制度開始に係る説明会、高齢者外出促進バス事業説明会、新しい総合事業住民説明会、音別認定こども園(仮称)説明会 市民意見を聴取したもの ➤コンパクトなまちづくりを考える住民意見交換会、地域住民が求める公園施設等の要望を取り入れるための新規公園整備に関する住民説明会、阿寒湖温泉地区の義務教育学校についての説明会、地区除雪連絡協議会 ■その他、市民への情報提供の取り組み 各種情報、制度周知、注意喚起など ➤各種統計調査結果、各種統計データや市議会へ提出した議案等の市ホームページへの掲載、市政情報コーナー等での公表、広報くしろによる周知を行っている 各種会議・協議会等の結果 ➤釧路都心部まちづくり推進協議会(準備会)の開催状況、阿寒湖温泉地区義務教育学校開校準備協議会 協議会ニュースの発行 災害情報等の提供 ➤断水時等の広報車による周知、対象世帯へのチラシの配布、報道機関への情報提供、市庁舎内モニター広告による水道凍結への注意喚起等

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第4章 情報共有

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(情報共有) 2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。	■ 釧路市民活動センターの運営状況や取り組み内容 地域の市民活動の連携と交流の推進、情報発信に中心的な役割を担っており、施設の維持管理だけでなく、NPO法人立上げ等に係る相談や各種資料作成の相談など市民活動に対して助力している > 登録団体数(H27年度:333、H28年度:362、H29年度:380、H30年度:397、R1年度:414) ■ まちづくり出前講座の実施状況 及び市民の参加人数 等 釧路市生涯学習まちづくり出前講座の実施 (市の職員が講師となって、生涯学習やまちづくり活動を支援)【再掲】 > まちづくり出前講座実施回数 H27年度:102件3,746人、H28年度:110件5,040人、H29年度:112件5,099人、H30年度:128件5,336人
(情報公開) 第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。	■ 情報公開請求の件数及びその内容 > 公開請求件数 ・H27年度:17件(公開10件、部分公開5件、非公開0件、不存在1件、取り下げ1件)、主な請求内容:・住居表示台帳関係・市立釧路図書館指定管理者関係・人口統計関係など ・H28年度:35件(公開11件、部分公開19件、非公開1件、不存在3件、取り下げ1件)、主な請求内容:・住居表示台帳関係・図書館関係・火災原因調査報告書など ・H29年度:25件(公開15件、部分公開8件、非公開1件、不存在0件、取り下げ0件、存否応答拒否1件)、主な請求内容:・住居表示台帳関係・建築概要書・火災原因調査報告書など ・H30年度:32件(公開20件、部分公開8件、非公開1件、不存在5件、取り下げ0件、存否応答拒否0件)※一部複数決定あり、主な請求内容:・住居表示台帳関係・教科用図書採択関係・防火対象物一覧表など
(個人情報保護) 第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。	■ 釧路市個人情報保護条例に該当する事例 > 開示請求件数 ・H27年度:104件(開示76件、部分開示7件、不存在21件、取り下げ0件)、主な請求内容:診療関係・印鑑証明、戸籍謄本等各種証明書発行状況・介護認定審査会資料等関係 ・H28年度:104件(開示83件、部分開示3件、非開示1件、不存在17件、取り下げ0件)、主な請求内容:診療関係・職員採用試験結果・介護認定審査会資料関係 ・H29年度:94件(開示66件、部分開示13件、非公開1件、不存在13件、取り下げ1件)、主な請求内容:・診療関係・職員採用試験結果・介護認定審査会資料等関係 ・H30年度:93件(開示71件、部分開示2件、非公開0件、不存在20件、取り下げ0件)、主な請求内容:・診療関係・印鑑証明、戸籍謄本等各種証明書発行状況・救急活動記録票

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(市民参加) 第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。	■ 地域協議会の実施 ・市政への住民意思の反映及び市民協働の推進による市民の一体感の醸成を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として地域協議会(以下「協議会」という。)を釧路市、阿寒町、音別町の合併時より設け、市政運営にあたり幅広い意見をいただいている > H28年度(釧路地域⇒3回、阿寒地域⇒3回、音別地域⇒3回、釧路・阿寒・音別合同会議⇒1回)、内容:H29年度予算・釧路市まちづくり基本構想・釧路市地域公共交通網形成計画について意見交換 > H29年度(釧路地域⇒2回、阿寒地域⇒2回、音別地域⇒3回、釧路・阿寒・音別合同⇒1回)、内容:H30年度予算・釧路市まちづくり基本構想・釧路市地域公共交通網形成計画について意見交換 > H30年度(釧路地域⇒2回、阿寒地域⇒2回、音別地域⇒1回)、内容:都市再生整備計画事業 釧路中心拠点地区の事後評価・H31年度予算編成について意見交換 ■ 各種審議会の委員構成等調査による市民の参加状況について 審議会等を所管する担当部署では、指針を踏まえ、幅広い層の委員の登用に努めている > H27年度 附属機関・専門委員会数 71件 定数1,137人中委嘱950人 内市民839名(内 公募委員33名)、割合(市民/定数)73.79% 割合(市民/委嘱数)88.12% > H28年度 附属機関・専門委員会数 78件 定数1,279人中委嘱1,103人 内市民972名(内 公募委員40名)、割合(市民/定数)76.00% 割合(市民/委嘱数)86.48% > H29年度 附属機関・専門委員会数 80件 定数1,274人中委嘱1,043人 内市民902名(内 公募委員39名)、割合(市民/定数)70.80% 割合(市民/委嘱数)86.48% > H30年度 附属機関・専門委員会数 77件 定数1,222人中委嘱999人 内市民853名(内 公募委員37名)、割合(市民/定数)69.80% 割合(市民/委嘱数)85.38% ■ 輝くまちづくり交付金の実施状況 及びその成果 等 ・市民と行政が協働、連携して公益的な事業を実施することで、地域やまちの課題を共有し、課題解決を通じて地域の活性化を図ることを目的とし、交付金制度を設けており、交付金の採択にあたっては、審査委員に民間事業者等に参画してもらう等している > 詳細は別添参照… 別添資料 2 ■ 市政懇談会の実施状況 及び市民からの意見に対する対応 等 市政の情報提供、市民との意見交換を行った > H27年度:市内8会場、平成27年6月2日～16日、221名 H28年度:市内8会場、平成28年6月28日～7月14日、178名 H29年度:市内8会場、平成29年6月27日～7月7日、166名 H30年度:市内8会場、平成30年6月26日～7月5日、189名 ※主な意見で取り組みにつながったもの…高齢者バス等利用助成事業を見直し、高齢者外出促進バス事業「おでかけパスポート70」を実施

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(市民参加)	■ 学校・家庭・地域と共に考える教育懇談会の内容、及び参加人数 等【再掲】 学校・家庭・地域が連携した取り組みのひとつとして、市民に対しては各種教育計画や事業についての説明を行い、意見・質問をいただいている H27年度:6回開催、参加人数 161人、H28年度:6回開催、参加人数 165人 H29年度:未開催、H30年度:6回開催、参加人数 157人 ・参加していた町内会副会長より、自身の町内会における通学路の安全確保に関する意見が挙げられ、防犯カメラ設置の取り組みの一助となった。
	■ ふれあいトークの実施状況 及び出された意見に対する対応 等【再掲】 > H27年度:釧路公立大学生等との意見交換(25名) H28年度:輝くまちづくり交付金事業採択団体の若者との意見交換(8名) H30年度:UJターン促進事業等で釧路市に就職された若者との意見交換(3名) ※主な意見で取り組みにつながったもの…交付金事業で、障がい福祉課と連携し、釧路駅地下通路の壁面にて、ボードレスアートを中心とした「アンダーグラウンドアートミュージアム」を開催
	■ ボランティアを活用した制度の内容 及びその実績 釧路市交通安全指導員会:全市的・地域イベントにおける、一般歩行者に対する安全確保、幼児・学童の登下校(園)及び老人等に対する安全な通行の保護・誘導、自転車の安全な交通指導、交通安全運動行事の参加及び交通安全思想の普及等 > H27年度:交通安全指導員235人、女性部会員113人、H28年度:交通安全指導員213人、女性部会員116人、H29年度:交通安全指導員183人、女性部会員108人、H30年度:交通安全指導員173人、女性部会員89人 公園里親制度:ボランティア活動を行う個人・団体を「公園里親」として地域の公園の草刈りや清掃など維持管理に協力していただく制度 > 詳細は別添参照… 別添資料 3 音別町ボランティア連絡協議会:国道38号線沿い歩道植樹帯において、毎年6月～10月までの期間において植栽及び美化活動を実施 > H27年度 延べ205名参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 H28年度 延べ141名参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 H29年度 延べ171名参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 H30年度 延べ160名参加、国道沿い歩道植樹帯への花植え、清掃活動実施 「学校支援ボランティア」「教育支援ボランティア」:ボランティア登録により、学校の教育活動に地域の教育力を導入し、地域をあげて子どもたちの健全育成を図る > 登録者数:H27年度682名 H28年度760名 H29年度707名 H30年度800名

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■取り組みの項目
	➤取組状況
(市民参加)	釧路市音訳の会「ともしび」: 視覚障がい者のための録音図書の作成など ➤録音図書保有数 H27年度4,226枚、H28年度4,341枚、H29年度4,436枚、H30年度4,520枚
	釧路市点訳奉仕「はなあかり」: 視覚障がい者のための点字広報紙や点字図書の作成など ➤点字図書保有数 H27年度7,365冊、H28年度7,815冊、H29年度8,269冊、H30年度8,738冊
	釧路要約筆記サークル「あかり」: 中途難失聴者への意思疎通支援(要約筆記)など ➤要約筆記者派遣事業 H27年度 65件、H28年度 145件、H29年度 125件、H30年度 229件
	釧路手話の会: 聴覚障がい者への意思疎通支援(手話)など ➤手話通訳派遣事業 H27年度 878件、H28年度 1,095件、H29年度 939件、H30年度 843件
(協働)	■協働によるまちづくりを推進するための施策、及びその実施状況 RINK釧路まちづくりラボ: 釧路都心部まちづくりの機運を醸成するとともに、新たなまちづくりのビジョンと土台づくりを共有する ➤第1回 R1年5月27日 開催 市民等8名参加 おたっしやサービス(新総合事業の通所型サービスB) 別添資料 4 ・地域住民やボランティア等が中心となり、運動や認知症予防の取り組みを行う、週に1回の通いの場、また、ご近所ボランティアを育成し、おたっしやサービス運営に関わっていただく ➤登録団体 H30年度: 19団体、27箇所
	■コミュニティ・スクールの校数の推移や取組状況【再掲】 学校と地域が連携・協働し、子どもたちの成長を支えることを目的とした「コミュニティ・スクール」を推進(地域住民や保護者が一定の責任をもって学校運営に参加する仕組み) ➤H27年度: 導入校4校、調査研究校5校、H28年度: 導入校7校、調査研究校2校、H29年度: 導入校9校、調査研究校0校、H30年度: 導入校9校、調査研究校3校 ・導入校・・・図書室開放や登下校の見守り活動など、家庭・地域・学校が連携し「地域とともにある学校づくり」を推進 ・調査研究校・・・保護者や地域の理解・協力を得ながら、導入に向けた取り組みを推進

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(子どものまちづくりへの参加) 第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。	■ 小学生が関わる取り組み 「1日防災学校」 > H30年度 東雲小 120名参加(避難所就寝体験、防災かるた、炊き出し体験、段ボールベット組立体験) > R1年度 興津小 250名参加(避難所就寝体験、段ボールベット組立体験、防災かるた、国土地理院教育(アナグリフ画像体験)、避難所給食体験・講話) 城山小 160名参加(避難所就寝体験、段ボールベット組立体験、防災かるた、气象台教育(津波体験学習)、教育大への実避難訓練) 冬まつり会場内にて小学生までを対象とした雪かきチャレンジを開催し、子どもたちに雪かき体験をしてもらう > 参加者数(小学生) H28年度 58人、H29年度 54人、H30年度 65人 富貴紙すき体験会: 釧路市の特産品としての富貴紙をより広く認知していただくことを目的として、音別小学校6年生を対象に開催 > 参加者数(小6) H27年度 7人、H28年度 16人、H29年度 13人、H30年度 12人 「くしろの子ども大集合」: 子どもたちの健全育成を目的として開催。小学生から高校生までのパネリストが会場に来た児童・生徒、教員や保護者と一体となって議論する討論会を実施 > H27年8月29日開催 872人参加、H28年9月3日開催 626人参加、H29年9月2日開催 637人参加、H30年9月1日開催 596人参加 ※参加者内訳(小・中・高校・大学生、保護者、教員、一般) 「手話等普及啓発推進事業」: 聴覚障がい者も安心・安全に暮らせるまちづくりを目指し、市民向けの手話講座を実施(小学生向け) > H29年度 11人、H30年度 9人、R1年度 22人 ※こども向け手話テキスト「手と手をつなぐ手話commuさぽ〜とこどもブック」の作成・活用
	■ 中学生が関わる取り組み 「くしろの子ども大集合」: 子どもたちの健全育成を目的として開催。小学生から高校生までのパネリストが会場に来た児童・生徒、教員や保護者と一体となって議論する討論会を実施【再掲】 > H27年8月29日開催 872人参加、H28年9月3日開催 626人参加、H29年9月2日開催 637人参加、H30年9月1日開催 596人参加 ※参加者内訳(小・中・高校・大学生、保護者、教員、一般) 「中学生模擬議会」: 近い将来に選挙権を持つ中学生が議会制度を実体験することにより、市政の仕組みや市議会の役割を理解し、まちづくりに対する関心を高めてもらうため実施 > H27年10月10日、中学生参加数⇒17名 H28年8月3日、中学生参加数⇒17名 ※H29年度より開催していない

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(子どものまちづくりへの参加)	■ 高校生が関わる取り組み クルーズ船入港時の英語によるガイドボランティア ➢ H27年度 標茶高校 (3隻に対応) H28年度 標茶高校 (4隻に対応) H29年度 標茶高校 (3隻に対応)、明輝高校 (2隻に対応)、商業高校 (1隻に対応) H30年度 標茶高校 (2隻に対応)、明輝高校 (2隻に対応)、商業高校 (2隻に対応)、湖陵高校 (1隻に対応)、江南高校 (1隻に対応)、東高校 (1隻に対応) 「くしろの子ども大集合」:子どもたちの健全育成を目的として開催。小学生から高校生までのパネリストが会場にきた児童・生徒、教員や保護者と一体となって議論する討論会を実施【再掲】 ➢ H27年8月29日開催 872人参加、H28年9月3日開催 626人参加、H29年9月2日開催 637人参加、H30年9月1日開催 596人参加 ※参加者内訳(小・中・高校・大学生、保護者、教員、一般) 釧路湿原全国車いすマラソン大会の協力 ➢ 武修館高校の学生による応援、応援幕作成、ボランティア参加
(男女平等参画) 第19条 市民及び市は、まちづくりに関して男女平等参画を推進するよう努めなければならない。	■ 男女平等参画センターの活動状況 ➢ H27年度の利用者数 359名 ワーク・ライフ・バランス講演会、 H28年度の利用者数 1,302名 子育て・仕事両立啓発講演会、男女平等参画セミナー、記念講演会、父の日イベント H29年度の利用者数 4,848名 男女平等参画セミナー、ワーク・ライフ・バランス講演会、父の日イベント、プラン策定記念講演 H30年度の利用者数 7,485名 男女平等参画セミナー、記念シンポジウム、父の日イベント、女性視点で考える防災セミナー、女性活躍と働き方改革セミナー ※交流事業としてふらっとフェスタを年1回開催 ■ くしろ男女いきいき参画表彰 ➢ H28年度 サークルあそぼ、(株)ユタカコーポレーション H29年度 金子ゆかり、釧路ふきのとう文庫 H30年度 クスロ、釧路市音訳の会ともしび ■ 男女平等参画に関する企業への意識調査 ➢ H28年11月に「男女平等参画に関する企業の意識調査」を実施、H29年3月に報告書作成 ■ 各種審議会等における女性委員の登用率 ➢ H27年度 29.1%、H28年度 29.0%、H29年度 29.8%、H30年度 30.9% ※職位指定している委員を除いた登用率(H29年度 39.9%、H30年度 39.3%)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(危機管理) 第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。	■ BCPの策定状況、及びその取り組み 釧路市役所業務継続計画(釧路市役所BCP)【地震編】 > 非常時優先業務(応急対策業務+優先度の高い通常業務)を選定し、災害時に優先的に実施する業務を時系列で絞りこんでいる。 ・3時間以内・・・初動体制の確立、被災状況の把握、緊急避難場所の開設準備、医療救護体制の準備 ・24時間以内・・・被災状況の把握、緊急避難場所の開設と運営、医療救護体制の確立、災害協定に基づく応援要請、ボランティアセンターのセット検討、重大な行事の手続き(選挙など) ・3日以内・・・市民相談窓口の開設、長期避難者用避難所と福祉避難所の開設と運営、所管施設等の応急措置、電算システムの回復 ・2週間以内・・・復旧・復興に係る業務の本格化、窓口行政機能の回復 ・1ヶ月以内・・・その他の行政機能の回復 など ■ 災害時の他自治体・民間等の協定など > 詳細は別添参照・・・ 別添資料 5 ■ ハザードマップの作製、周知 > H27年度～ 土砂災害警戒区域に指定された住民に対し、「土砂災害ハザードマップ」を作成し、該当住民に配布 H28年度 「新釧路川洪水ハザードマップ・内水ハザードマップ」作成し、全戸配布 H30年度 「新釧路川・釧路川・別保川ハザードマップ」を作成し、H30.9広報くしろに掲載し全戸配布 R1年度 「阿寒川洪水ハザードマップ」を作成し、R01.9広報くしろに掲載し全戸配布 「津波・大津波ハザードマップ」は転入者に配布 上記ハザードマップは市HPに掲載 ■ 強靱化計画に基づく取り組み * 釧路市強靱化計画及び国土強靱化計画に基づく強靱化に向けた取り組み 避難行動要支援者避難支援事業(2017年～) 災害時において、自力で避難することが困難で、避難に支援が必要な方(避難行動要支援者)に対して、町内会を中心に地域の方々が連携し、日頃の見守り活動や災害時の避難支援の取り組みを行うことで、住み慣れた地域において、安全に安心して生活することができる地域社会づくりをすすめる > 避難行動要支援者数(R1.6.1現在) 2,501名 ・H29年度 事業参加申込町内会数 14、個別計画策定済数 11名(3町内会) ・H30年度 事業参加申込町内会数 15、個別計画策定済数 13名(5町内会) ・R1年度 事業参加申込町内会数 15、個別計画策定済数 11名(4町内会) ■ 防災訓練の取り組み、及び市民の参加状況 市防災総合訓練及び各市有施設の防災訓練等の取り組みに、市民の参加がみられる > 詳細は別添参照・・・ 別添資料 6

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第5章

市民参加及び協働

関係条項	■ 取り組みの項目
	➤ 取組状況
(市民意見提出手続) 第22条 市長等は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等(以下「政策策定等」という。)に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市長等の考え方を公表しなければならない。	■ パブリックコメントの実施状況、及び市民意見への対応状況 ➤ H27年度 実施件数:20件(意見数14件) 【意見の内訳】:①釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について:14件 H28年度 実施件数:10件(意見数5件) 【意見の内訳】:①釧路市いじめ防止基本方針の策定について:3件、 ②第10次釧路市交通安全計画の策定について:2件 H29年度実施件数:28件(意見数40件) 【意見の内訳】:①釧路市地域公共交通網形成計画の策定について:26件、 ②釧路市まちづくり基本構想の策定について:10件、 ③釧路市文化芸術振興計画の策定について:1件、 ④釧路市強靱化計画の策定について:3件 H30年度実施件数:17件(意見数9件) 【意見の内訳】:①釧路都心部まちづくり計画(基本構想編)の策定について:9件

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(基本構想等) 第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。 2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。	■ 「釧路市まちづくり基本構想」の策定 2011(平成23)年の地方自治法の改正に伴い、「基本構想」策定の義務付けが廃止され、市町村の判断に委ねられたが、釧路市は本規定に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために、中長期の視点を持った「釧路市まちづくり基本構想(以下、基本構想)」を2018(平成30)年3月に策定 ■ 釧路市まちづくり基本構想策定市民委員会の設置 基本構想の策定にあたり、学識経験者、教育委員、民間事業者、市民団体、各団体代表者、公募委員(2名)で構成される策定委員会を設置し、意見を反映 > 釧路市まちづくり基本構想策定市民委員会(委員数21名) 計6回開催 第1回 開催 H28年 7月11日 第2回 開催 H28年11月25日 第3回 開催 H29年2月10日 第4回 開催 H29年6月5日 第5回 開催 H29年8月29日 第6回 開催 H29年11月27日 ■ 釧路市まちづくり基本構想への市民意見の聴取 基本構想策定にあたり、市民の意見を広く反映させるため、市政懇談会や地域協議会をはじめ、市が有する各審議会等において、基本構想策定について説明を行い、意見をいただいた > 市政懇談会の実施 H28年6月28日～H29年7月7日 計16回開催(参加者数 延べ344人) > 各地域協議会への参加(H28年度～H29年度) ・阿寒地域協議会 計5回実施(委員数 延べ42人) ・音別地域協議会 計5回実施(委員数 延べ33人) ・釧路地域協議会 計5回実施(委員数 延べ43人) ・釧路市地域協議会3地区合同会議 計1回実施(委員数 19人) > H28年7月28日開催「第1回釧路市国民健康保険運営協議会」(参加者数8人) > H28年8月1日開催「第1回釧路市子ども・子育て会議」(参加者数20人) > H28年8月4日開催「第1回釧路市社会教育施設等運営審議会」(参加者数12人) > H28年8月24日開催「第1回釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会」(参加者数21人) > H28年8月26日開催「第2回釧路市都市計画審議会」(参加者数9人) > H28年8月30日開催「第2回釧路市男女平等参画審議会」(参加者数11人) > H28年8月31日開催「釧路市青少年問題協議会」(参加者数17人) > H28年9月2日開催「第2回釧路市社会福祉委員会」(参加者数41人) > H28年9月8日開催「釧路市スポーツ推進委員協議会(釧路地区)9月定例会」(参加者数13人) > H28年9月8日開催「釧路市スポーツ推進委員協議会(釧路地区)9月定例会」(参加者数13人) > H28年9月29日開催「釧路市発達障害者支援連絡調整会議」(参加者数10人) ■ 「釧路市まちづくり基本構想」周知の活動 記者懇談会における発表や釧路市生涯学習まちづくり出前講座における講演により、基本構想の理念や概要を周知 > 定例記者懇談会 ・H28年6月1日 17人参加、H28年12月1日 9人参加、H29年10月4日 10人参加 > 生涯学習まちづくり出前講座 ・カルチャークラブさいた H28年8月19日 8人参加 ・平成29年度太平洋設備協働協力会 安全大会 H29年6月7日 73人参加

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(基本構想等) 3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。	■ 中期実施計画の策定及び公表 基本構想における分野別施策を推進するために、中期的(3か年)な事業の見通しを立て実施するために「中期実施計画」を毎年度策定し公表 > H29年度 「第1次中期実施計画(平成30年度～平成32年度)」を策定 > H30年度 「第2次中期実施計画(2019年度～2021年度)」を策定
(財政運営) 第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。	■ 財政健全化推進プランの継続実施 財政の経常的な収支不足を解消するとともに、釧路市土地開発公社および株式会社釧路振興公社の抱える多額の負債を整理し、将来的な市の財政に与える大きな不安を解消するため、「釧路市財政健全化推進プラン」を策定し、平成23年度から令和8年度までの16年間実施 > 健全化対策による歳出削減 ・H27年度 1,943百万円の歳出予算の削減 ・H28年度 1,700百万円の歳出予算の削減 ・H29年度 1,974百万円の歳出予算の削減 ・H30年度 2,557百万円の歳出予算の削減
3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。	■ 当初予算(案)の概要の策定・公表 次年度予算について、政策的な予算(案)の概要を一覧で作成し、議会、予算に関する記者会見、市ホームページ等で公表 > 掲載内容 ・釧路市各会計予算総括表(一般会計、特別会計、企業会計の当初予算額の総額と、前年度当初予算との増減比較) ・市税・地方交付税内訳表 ・総合計画(H29年度まで)、釧路市まちづくり基本構想(H30年度から)における主要施策にもとづく政策的な予算事業の概要と予算額
	■ 当初予算案のポイントの策定・公表 市の政策的テーマに基づいて編成した次年度の政策的な事業予算を、写真や図等をパワーポイント形式で作成し、記者会見や市ホームページ等で公表 > 当初予算案のポイントと政策的テーマ ・H27年度 「都市経営戦略プランの推進と人口減少社会への総合的対策」 ・H28年度 「人口減少社会に立ち向かうまちづくりの推進」 ・H29年度 「将来を見通したまちづくりの推進」 ・H30年度 「つながるまち・ひと・みらいひがし北海道の拠点都市・釧路」 (釧路市まちづくり基本構想に掲げる重点戦略に基づく予算事業、及び基本構想の施策別の予算事業) ・R1年度 「つながるまち・ひと・みらいひがし北海道の拠点都市・釧路」 (釧路市まちづくり基本構想に掲げる「域内連関」の考え方に資する取り組み)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(行政評価) 第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。	■ 主要施策成果報告書の作成・公表 行政評価の対象事業を前年度の主要事業(主に政策的な予算事業)として、庁内各課で決算時に行政評価を実施し、それらを取りまとめた「主要施策成果報告書」を作成し、地方自治法第233条第5項に基づく「当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類」として、例年9月定例市議会へ提出し、併せて市ホームページにて公開 > 各年度の「主要施策成果報告書」記載事業の評価数 ・H27年度 「平成26年度主要施策成果報告書」 拡充:14 維持継続:201 スクラップアンドビルト:1 縮小:1 終了:63 廃止:0 計280事業 ・H28年度 「平成27年度主要施策成果報告書」 拡充:19 維持継続:217 スクラップアンドビルト:7 縮小:5 終了:45 廃止:0 計293事業 ・H29年度 「平成28年度主要施策成果報告書」 拡充:13 維持継続:226 スクラップアンドビルト:2 縮小:2 終了:32 廃止:0 計275事業 ・H30年度 「平成29年度主要施策成果報告書」 拡充:15 維持継続:203 スクラップアンドビルト:6 縮小:4 終了:34 廃止:1 計263事業 ・R1年度 「平成30年度主要施策成果報告書」 拡充:9 維持継続:167 スクラップアンドビルト:2 縮小:2 終了:27 廃止:0 計207事業 > 例年9月定例市議会へ提出し、質疑にて活用されている ■ 水道ビジョン(経営計画)及び下水道ビジョン(経営計画)事業評価報告書の作成・公表 平成24年度から令和3年度までの10か年を計画期間とし、基本理念である、水道「未来を支え続ける安全で安定した信頼される水道」、下水道「豊かな環境となる持続可能な下水道の創造」を実現させるため、それらの実施計画である、「釧路市水道経営計画」、「釧路市下水道経営計画」について、毎年度の事業実施後、当該年度の事業評価を行い、次年度以降の実施計画に反映させ、事業評価を取りまとめたものを「事業評価報告書」として例年9月市議会へ提出し、併せて市ホームページにて公開 > 各年度のビジョン事業評価報告書における目標指針数と達成数(目標指針達成数/目標指針数) ・H27年度 「平成26年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数33/指針数37 【下水道】 達成数24/指針数29 ・H28年度 「平成27年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数33/指針数36 【下水道】 達成数24/指針数29 ・H29年度 「平成28年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数27/指針数35 【下水道】 達成数23/指針数29 ・H30年度 「平成29年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数28/指針数33 【下水道】 達成数27/指針数29 ・R1年度 「平成30年度水道・下水道各ビジョン事業評価報告書」 【水道】 達成数30/指針数33 【下水道】 達成数28/指針数29 > 例年9月定例市議会へ提出し、質疑にて活用されている
2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。	■ 主要施策成果報告書の審査 市議会へ主要施策成果報告書を提出し、市ホームページにおいても公表 ■ 水道ビジョン(経営計画)・下水道ビジョン(経営計画)事業評価報告書の審査 市議会へ水道ビジョン(経営計画)及び下水道ビジョン(経営計画)事業評価報告書を提出し、市ホームページにおいても公表。また、市上下水道事業審議会においても報告

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(行政手続) 第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。	■ 行政処分、指導等の実施状況 関係法令等に基づき、行政処分、指導、及び代執行については適正に実施し、その件数等について公開し、問い合わせ等にも適切に対応を実施 > 計量業務 1件指導実施(H31.3.29) ・計量法16条違反(有効期間切れ計量器の使用制限)が確認されたため、2社(委託元・委託先の各1社)に対して文書にて指導 > 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条1項による指導 ・H29年度 38件、H30年度 10件 > 消防法に基づく文書指導及び口頭指導合計数 ・H27年度 1,471件 H28年度 1,262件 H29年度 1,009件 H30年度 1,050件
(国及び他の自治体との連携) 第28条 市長等は、まちづくりに関し、国及び北海道と本市との関係が対等であるという認識の下、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。	■ 釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイにおける取り組み シーニックバイウェイへの支援に対する方針や取組状況について、北海道開発局と情報を共有し、ルート運営活動計画の推進・支援を実施 > 年に1回開催されているルート運営行政連絡会議及びルート総会に参加 ■ 広域観光周遊ルート形成計画における取り組み 平成27年6月12日にひがし北海道ルートが広域周遊ルートとして観光庁から認定を受け「プライムロードひがし北・海・道」推進協議会の構成員となり、取り組みを実施 > ひがし北海道ルートを紹介するWEBサイト立ち上げ > 広域周遊ルートをつなぐ周遊バス運行事業などの検証に参画 > 令和元年度からは釧路・根室地域部会独自の事業として弟子屈町、中標津町との連携により中国・台湾・韓国市場を対象とした調査型FAM(下見招待旅行)を実施予定 ■ 国立公園満喫プロジェクトにおける取り組み 阿寒摩周国立公園が、日本の国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてのブランド化を図ることを目標に、地域関係者が連携・協力して、訪日外国人を惹きつける取り組みを環境省と連携して計画的、集中的に実施 > 阿寒摩周国立公園満喫プロジェクト地域協議会に参画し、ステップアッププログラム2020を策定(H28.12) > 同プログラムに基づき、ツアープログラムの開発、まちなみ景観の改善、質の高い利用環境の提供するための施設整備等について、国、道、民間事業者等と連携して推進 > 国立公園プロモーション事業を国と連携して推進 等 ■ ◎JICA草の根技術協力事業「ダナン市における水産物バリューチェーンモデル構築プロジェクト」の取り組み ベトナム水産業における漁獲から加工流通過程における衛生・品質管理技術の向上のため、JICA(独立行政法人 国際協力機構)、釧路市、釧路総合振興局、釧路商工会議所が連携して行う取り組み > 水産物の衛生管理・品質管理(釧路企業の衛生管理技術の海外展開) > 水産加工品の商品開発・付加価値向上 > 流通販売(共同開発・釧路産の販売チャネルの確保)

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(国及び他の自治体との連携) 2 市長等は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体その他の国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。	■ 「観光立国ショーケース都市」における取り組み 2016年(平成28年)1月29日、観光庁において釧路市、金沢市、長崎市が観光立国ショーケース都市に選定され、アドベンチャーツーリズムに高い関心を持つ欧米豪、アジア圏の富裕層をターゲットとし、自然と共生するアイヌ文化、自然を核とした観光地域づくりを展開。3都市共通で「日本版DMO」「観光資源の磨上げ」「ストレスフリーの環境整備」「海外への情報発信」4つのカテゴリーに基づいて事業を実施 > 3都市共同事業として、3都市首長サミットin金沢開催(H29年2月)、長崎開催(H30年1月)、釧路開催(H30年7月) > 観光庁主催事業として観光立国ショーケース選定3都市×民間企業等「事業相談会」の開催(H30年1月、3月) > 釧路開発建設部の協力を得て幣舞橋のライトアップ実施 等 ■ 定住自立圏構想における取り組み 釧路市を中心市として、周辺町村である釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町が、互いの役割分担の中で、定住に向けた機能の充実や地域の魅力向上に努め、圏域からの人口流出を食い止め、圏域内への人の流れが創出され、圏域の活性化と安定的かつ持続的な発展をつくりあげていく取り組みを市町村間の協定に基づき実施 > 生活機能の強化に係る政策分野の取り組み(計15) ・初期救急医療体制の充実、広域救急医療体制の充実、医師派遣事業、子育て支援センターの相互利用に関する連携、保育所の広域入所に関する連携、学校適応指導に関する連携、スポーツ施設の相互利用に関する連携、各種スポーツ大会等の誘致に関する連携、スポーツ教室等の開催に関する連携、地場産品のPRや産業振興に関する連携、企業誘致に関する連携、広域観光に関する連携、一般廃棄物の処理等に関する連携、消費生活相談等に関する連携、環境保全や希少な動植物の保護に関する連携 > 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野(計4) ・地域公共交通ネットワークに関する連携、道路ネットワークの整備促進に関する連携、圏域の相互連携による地産地消の推進、移住・長期滞在に関する連携 > 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の取り組み(計2) ・宣言中心市等における人材の育成、圏域内市町村職員の交流に関する連携 ■ 阿寒湖世界自然遺産登録への取り組み 阿寒湖及び周辺地域の世界自然遺産候補地選定に向けて、地域の情報共有を図り、一体的な取り組みを進めるため、環境省、北海道、市町村、及び地元関係団体で構成される「阿寒湖世界自然遺産登録地域連絡会議」を平成24年7月28日に設置 > 関係機関 釧路市、釧路市教育委員会、弟子屈町、足寄町、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局根釧西部森林管理署、北海道釧路総合振興局 > 関係団体 特定非営利活動法人阿寒観光協会まちづくり推進機構、一般社団法人摩周湖観光協会、特定非営利活動法人「阿寒湖のマリモ」保護会、一般財団法人前田一步園財団、一般財団法人自然公園財団阿寒湖支部、釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ運営代表者会議、阿寒湖温泉旅館組合、阿寒アイヌ工芸協同組合、阿寒アイヌ協会、阿寒湖漁業協同組合、阿寒湖畔森林愛護組合、阿寒湖温泉連合町内会、阿寒観光汽船株式会社、有限会社広大、有限会社阿寒ネイチャーセンター

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 > 取組状況
(国及び他の自治体との連携)	■ 水のカムイ観光圏における取り組み 平成27年4月10日に国より「水のカムイ観光圏」として認定。釧路市と弟子屈町の行政や観光団体などで構成する水のカムイ観光圏協議会において、自然共生型の滞在観光地づくりなどを目的に、広域での観光地域づくりを連携して進めている。 > 事業等 ・プロモーション事業:webサイトを活用したデジタルプロモーション等 ・滞在プログラム開発:阿寒湖温泉とJR摩周駅を結ぶ「阿寒・摩周号」を活用した商品開発等 ・マーケティング調査事業:来訪者満足度調査、滞在プログラム満足度調査等の実施 ・国際化対応等整備事業:キャッシュレス対応等外国人旅行者受入環境整備を目的としたセミナー開催等 ・情報発信強化、情報インフラ整備事業:SNSを活用した情報発信力強化、圏域内のwi-fi環境の整備 ・観光地域づくり人材育成事業:新観光圏認定条件である観光地域づくりマネージャーの育成、全国観光圏推進協議会事業への参画 ■ ひがし北海道空港連携海外観光客誘致事業 平成27年度から、訪日旅行における成熟市場の台湾において、釧路・帯広・網走市が連携して「ひがし北海道」の魅力をPRし、外国人観光客の誘客促進と国際線就航の実現を目指し実施 > 連携の取り組み ・台湾航空、旅行会社等へのチャーター便運航及び商品造成等要請活動の実施(H27～R1) ・JR北海道と連携した台湾BtoCセミナーの実施。(H30、R1) ・台湾メディアを活用した情報発信施策の実施(H27～R1) > 成果 ・3市連携で国際線を誘致(タイガーエア台湾就航) 空港:帯広＝桃園(台湾)、期間:H29年10月3～10月28日 便数:8往復計14便 ※引き続き、3市連携で国際線の誘致並びに台湾人旅行者の誘客促進事業を実施し、誘客拡大を推進を図る ■ 情報活用による「観光客おもてなし能力向上」プロジェクトの取り組み 訪日外国人旅行者の誘客を図り、釧路市及び弟子屈町(以下「域内」と言う。)の経済の活性化と雇用の拡大を図るため、個人ニーズに基づくサービス提供とリアルタイムな情報発信を行うアプリ開発のほか、ツイッターなどのSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を活用し、外国語(英語、中国語繁体字・同簡体字)で発信されている域内に関する情報の調査分析を実施 > 釧路阿寒摩周おもてなしアプリダウンロード数 H28年度 3,749件(H29年2月運用開始)、H29年度 358件、H30年度 318件

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(国及び他の自治体との連携)	■ 他の自治体等との交流事業 姉妹都市や姉妹湿地交流等を実施 ➢ 鳥取市との姉妹都市交流事業： 物産交流(毎年)、議会交流(毎年)、第55回鳥取しゃんしゃん祭り参加支援(R1年度)、新庁舎姉妹都市記念コーナー更新への協力(R1年度) ➢ 湯沢市との姉妹都市交流事業： 物産交流(毎年)、議会交流(毎年)、湯沢市訪問団受入(H28年度) ➢ バーナビー市との姉妹都市交流事業： 提携50周年記念事業(H27年度)、カナダ日系アイスホッケーチーム受入支援(H28年度、H30年度) ➢ 北海道釧路明輝高校のバーナビー市における研修実施支援(H28年度～) ➢ ホルムスク市との姉妹都市交流事業： 提携40周年記念事業(H27年度)、姉妹園提携訪問支援(H29年度)、姉妹園合同子ども作品展支援(毎年)、北海道・ロシア極東交流事業実行委員会総会出席(毎年) ➢ ポートスティーブンス市との姉妹湿地交流事業： ポートスティーブンス姉妹都市委員会及び市民合唱団受入(H30年度)、姉妹湿地合唱交歓演奏会「コーラスとヴィオラの夕べ」開催(H30年度) 学術交流を実施 ➢ 台北市立動物園との交流事業 H29・30年度 タンチョウ繁殖に向けた技術情報提供 H29年度 人工マリモ貸与(阿寒生涯学習課) H30年度 タンチョウ健康管理に関する技術助言 R1年度 新タンチョウ舎公開式典参加、天然マリモ貸与(阿寒生涯学習課) ■ 昇雲台斎場運営に係る取り組み 釧路市と釧路町にて、釧路市が所有する昇雲台斎場運営に関する協定を締結 ➢ 昇雲台斎場管理運営費について、釧路町が一部負担 ➢ 釧路町民と釧路市民の斎場使用料を均一化 ■ 広域救急医療への取り組み 釧路根広域救急医療業務運営補助事業 ➢ 釧路市医師会に対し、釧路市含む釧路根室管内の13市町村(釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町)より、総額5千万円の補助を交付

4 まちづくり基本条例に基づく取り組み

第6章

行政運営

関係条項	■ 取り組みの項目 ➢ 取組状況
(国及び他の自治体との連携)	■ 釧路市児童発達支援センターの近隣自治体との取り組み
	・「釧路市児童発達支援センターの利用に伴う費用負担に関する協定」に基づき、釧路市児童発達支援センターの運営費を近隣自治体が一部費用負担し、釧路市が児童の受け入れを実施 ➢ 協定提携自治体 釧路町、白糠町、標茶町、鶴居村
	■ 水道、污水、汚泥等に関する取り組み
	水道、污水、汚泥等に関して、近隣自治体と協定を締結し、釧路市が施設・設備の提供 ➢ 釧路町との水道事業の統合に関する基本協定 釧路町内の簡易水道事業等を除く)を統合することにより、釧路町内における給水区域内と分水区域内の料金格差が解消され、安定給水の確保がなされている ➢ 釧路町との公の施設の使用に関する協定 古川下水終末処理場にて釧路町より汚水の受入れしている ➢ 汚泥等の受入れに関する協定・し尿等の受入れに関する協定 汚水処理施設共同整備事業により整備された汚泥受入前処理施設にて、釧路町、白糠町及び鶴居村の汚泥等を受入れ、処理をしている
	■ オリンピック・パラリンピックへの取り組み
	2020年東京五輪・パラリンピックのベトナムのホストタウン3都市(釧路市、東京都国分寺市、大分県佐伯市)とベトナムの中学生のバドミントンを通じた交流事業 ➢ 「日越ホストタウンバドミントンフェスタ」において、ベトナムから中学生を招聘し、当市同様ベトナムのパラリンピック種目の受け入れ予定のある、東京都国分寺市、大分県佐伯市からも中学生を招いて当市の中学生とバドミントンを通じた交流事業
	■ 「最先端観光コンテンツ インキュベーター事業におけるモデル事業」を実施 釧路市と弟子屈町及び広域的な関連団体の連携により、高付加価値・長期ツアー造成を地域連携で実現するアドベンチャーツーリズム顧客向けの商品造成、プロモーション、FAMツアー(無料)等のテストマーケティング等を実施 ➢ FAMツアーへイギリス、アメリカ、スペイン人の各1名を招聘し、H30年11月24日～12月1日(7泊8日)の日程で釧路市、弟子屈町、斜里町等を周遊 ➢ アドベンチャー・トラベル・ワールドサミット2018(イタリア・トスカーナ)でのプロモーション(HOKKAIDO COCKTAIL NIGHT)を実施、日本側10名、ATWS関係招待者15名)

－ 第 2 章 －

市民の皆さんからのご意見・ご提言

市では、「釧路市まちづくり基本条例（以下、基本条例）」施行5年を迎え、市がこれまで基本条例に基づいて行ってきた取り組みを改めて市民の皆さんにお知らせし、今後さらに市民との協働によるまちづくりを進めるため、「釧路市まちづくり基本条例に基づく取り組み」を作成・公表し、これに対して、市民の皆さんから意見募集を行いました。

本章は、これからのまちづくりに関して市民の皆さんから寄せられたご意見、ご提言などをまとめたものです。

市民の皆さんからいただきましたご意見などの概要は、市における各施策を検討する際に参考とさせていただきます。

これまで条例に基づいて行ってきた取り組みに関する意見

- 釧路湿原の保護のボランティアを行い、地域内外、国内外の方を接遇しているが、外国語対応に苦慮している。また、福祉関係のボランティアもしているが、学生、制度等、若年者にもっと活動できる教育や機会を増やして欲しい。
- 市民活動全般がボランティア（無償）に支えられているということに驚いた。これまでのまちづくり事業の継続性も大切だとは思いつつ（採用事業はどれも意義ある事業だと思う）、無償で活動している方や補助金・交付金をあてにしないで尽力されている方に対して（公園整備、子育て支援、各種イベント補助）補助金・交付金等が活用されるべきではないかなと感じた。
- 地元事業者（人手不足や経営者の高齢化など）や無償活動で頑張っている方々が疲弊しないよう、イベントを整理する視点も必要かと思う（いわゆるイベント疲れ問題）。
- 『住民との話し合い』については、市職員のファシリテーション能力が求められる。住民の「言いっ放し」、職員の「聞きっ放し」ではなく、その意見を反映するフィードバックが重要。
- 「輝くまちづくり交付金」の交付対象団体がやや固定的ではないかとの印象を受けた。交付に当たって重視されている評価基準、申請要件等について詳しく知りたいと思った。

- 北大通地区にかけられた予算が、中央図書館の運営費、「輝くまちづくり交付金」を含め、金額的に決して小さくないことを知った。中心市街地活性化は非常に重要な地域課題だと思う一方で、地域的なバランス（子育て世代は郊外住宅地の取得が多い）が必要ではないかとも思う。
- 『民間事業者等との連携協定』について、締結してそれきりにしないことが大切。
- 釧路市が、市民との情報共有、情報発信という視点をすごく大切にしていることを、広報くしろ・各 SNS 活用・各種イベントへの市長、市職員の方々の積極的に参加している様子を通じて、日々実感している。市民の一人としてありがたいことだと感じている。
- 『まちづくり基本条例の認知度』を内外で上げていくことが重要。

今後、さらに市民協働を進めるにあたってのご意見・ご提言

- 柳町公園などで桜を整備して欲しい。武佐の公園でもよいと思う。
- SNS で旅行者や市民に釧路の良さを広めてもらうために、幣舞橋には沢山の人が夕日を見に訪れるが、撮影スポットとしてカメラを置く台があったら良いと思う。また、その台に小さなぬいぐるみ等を置けるようにするのも面白いと思う。旅先での思い出を可愛らしく演出することによってインスタ映えを狙えるのではないかなと思う。安全上問題がある場合は、幣舞橋ではなく M00 に設置、釧路湿原、ツル公園などでも写真スポットは出来ると思う。
- 最近は外国人観光客を見かけることもしばしばあるが、外国語の案内やパンフレットが少ないように感じる。釧路市のホームページに英語の観光案内があれば、個人旅行の観光客が増えるのではないかな。

- ハロウィーン仮装イベントを企画して街中に市民を呼び込む。子供から大人まで一緒に楽しめるイベントとして、北大通りを仮装パレードする。「トリックオアトリート」と言ってキャンディーをもらったり、仮装コンテストをして市民が盛り上がるイベントになると思う。
- ハロウィンイベントが終わった後、ゴミ拾い大会をする。ゴミを分別しながら、また、ゴミの総重量を競う等ゲーム感覚で楽しみながら老若男女が参加できるイベントを組み合わせることによって、綺麗な街を目指せるので一石二鳥だと思う。
- 北大通りの空き店舗を利用して、シャッターアートコンテストをする。シャッターに直接描けない場合は、作品をシャッターに立て掛ける。アーティストの作品を展示しつつ、フォトスポットになれば、人通りが増えて北大通りが賑わうのではないかな。
- 空き店舗・空き家対策について、ホテル・宿泊施設・飲食店舗が複数立地する中心市街地では、インバウンドを追い風に、近年駐車場の収益改善事例も散見される状況になってきたとの話もある。中心市街地においては建物解体助成に対しては、そういった流れに水を差す恐れもあるとのこと。もう一方で、大規模災害が頻発する昨今、生命・身体の危険のある建物を除却する必要も間違いなくあると思う。難しい問題だが、地権者等の利害調整等、議論を深める必要がある。
- 鉄道高架計画には反対だが、駅周辺の広大な土地を利用し、老朽化した市役所庁舎、JR 駅舎の建て替えには、民間を含めた複合ビル化も考えるべき。
- 地域公共交通網形成計画について、協議会の過去の資料を拝見した。10 月から STEP1 再編実施され今後 STEP2・STEP3 と進むと思うが計画上、現状維持の路線が多すぎる。なぜ拠点乗換で釧路駅行き接続にこだわらず見直すべき。
- 地方都市は人口減少が止まらず、空き家、空き店舗が増える中、限られた財源でどのような「まちづくり」をするかが問われている。「まちづくり基本条例」の参加、分担、協働は、自分の生活する町をより良くするために、当然と言うよりも、義務と言っても過言ではない。市は市民が夢や希望を持てるビジョンを示し、市民協働のまちづくりをするべき。

- 内外の外国客船の誘致活動について、大型客船による経済効果が、入港料＋数百万円前後と聞いている。現在の経済効果をより高めていくためには、現状の、午前に釧路着→夕方釧路発という流れではなく、夕方釧路着→翌朝釧路発というパターンの採用（函館ではこのパターンもあるとのこと）、和商市場、フィッシャーマンズワフへの経済効果が比較的高い国内大型客船にあえて焦点を絞る等、「量」から「質」への転換も有効かもしれない。釧路中心市街地はかつてのような家族でショッピングする場から、夜の繁華街、社交場としての役割が大きく地元飲食店への貢献も決して小さくないはずであり、夜景に関して官民あげた様々な取り組みもみられるので、実現可能であれば検討していただけたらと思う。
- 過度に中心市街地活性化を進めれば、他の市内商業地で自然発生的に起こるであろう新規投資を抑制させてしまう恐れもあるかもしれない。地元事業者であれ、全国全道展開の大手企業であれ、経済的合理性に則って、出店、投資を行っている以上、交付金、補助金が民業（周辺・市内の事業者）を圧迫する恐れがあるのではないかと危惧している。
- 限られた資金で有効な人材活用を行うには、市役所・商工会議所等が責任ある情報の仲介を行う必要があり、災害時等に対応する仕組みも構築可能と考える。
- 地場産業の養成体験支援、アイヌ工芸、放棄地を活用した農牧畜産業、ホテル等観光就業、漁業養殖体験等実地に体験実習する事業への支援が必要。
- 地元企業の事業継承問題は注視すべき問題と考える。
- k-bizをはじめ、釧路市が民間事業者に多くのサポートをしていることに対し、感謝したい。
- 行政側に問題があるというよりは、民間側の問題と思うが、地元事業者は各種経営支援セミナー等について、無料で参加できることに慣れすぎてはないか。セミナーを事業成果に結びつけるためには、経営者自身が身銭を切ること（金銭の多寡は別にして）が大切だと思う無料セミナー等の全てを行政側が負担するのは、少し行きすぎかとも思う。

<以上>

■釧路市と民間事業者等との連携協定一覧

別添資料 1

※平成30年度 時点

No.	課名	根拠となる協定の名称	協定締結日	有効期間	自動更新	民間事業者等名称
1	都市経営課	釧路市と楽天株式会社との連携及び協力に関する協定書	H26.11.13	H27.11.12	1年更新	楽天株式会社
2	都市経営課	釧路市と株式会社北洋銀行との連携及び協力に関する協定書	H27.12.24	H30.3.31	3年更新	株式会社北洋銀行
3	都市経営課	釧路市と釧路信用金庫との連携及び協力に関する協定書	H27.12.25	H29.12.24	2年更新	釧路信用金庫
4	都市経営課	釧路市と株式会社北海道銀行との地方創生に関する連携及び協力に関する協定書	H28.2.15	H29.3.31	1年更新	株式会社北海道銀行
5	都市経営課	釧路市と日本郵便株式会社釧路市内郵便局との包括的連携に関する協定書	H30.1.31	H30.3.31	1年更新	日本郵便株式会社釧路市内郵便局
6	都市経営課	釧路市とイオン株式会社との地域連携協定	H30.8.21	H31.8.20	1年更新	イオン株式会社
7	都市計画課	釧路錦町駐車場附帯施設の貸借の媒介に関する協定	H28.7.21	定めていない	有	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部
8	市民協働推進課	市民とともに進めるまちづくりに関する基本協定	H22.6.7	H23.6.6	1年更新	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
9	市有財産対策室	市有地処分の媒介に関する協定 市有地処分の媒介に関する協定の一部を変更する協定 市有地処分の媒介に関する協定の一部を変更する協定	H20.8.1 H21.4.1 H26.4.1	定めていない	有	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部
10	市民生活課	釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定書	H26.9.26	期限無し		釧路市連合町内会
11	市民生活課	釧路市における町内会の加入促進に関する協定書	H27.10.6	H29.3.31	1年更新	釧路市連合町内会 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部
12	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.3.28	H29.3.31	1年更新	公益社団法人北海道宅地建物取引業協会釧路支部
13	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.6.1	H29.3.31	1年更新	釧路ガス株式会社
14	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.6.1	H29.3.31	1年更新	北海道LPガス協会釧路支部釧路分会
15	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.6.1	H29.3.31	1年更新	第一環境株式会社
16	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.6.1	H29.3.31	1年更新	釧根地方石油業協同組合釧路支部

No.	課名	根拠となる協定の名称	協定締結日	有効期間	自動更新	民間事業者等名称
17	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.6.1	H29.3.31	1年更新	道新釧路市内会
18	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.6.2	H29.3.31	1年更新	生活協同組合コープさっぽろ (宅配事業本部)
19	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H26.10.20	H29.3.31	1年更新	一般社団法人生命保険協会釧路協会
20	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H27.3.4	H29.3.31	1年更新	エンパイアー釧路支店
21	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H29.3.10	H29.3.31	1年更新	ALSOK北海道株式会社
22	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H29.3.27	H29.3.31	1年更新	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
23	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H30.6.21	H31.3.31	1年更新	からだ元気治療院釧路つるい村店
24	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H30.11.27	H31.3.31	1年更新	①ヤマト運輸株式会社釧路西支店 ②ヤマト運輸株式会社釧路東支店 ③ヤマト運輸株式会社釧路中央支店 ④ヤマト運輸株式会社釧路釧路支店
25	地域福祉課	釧路市地域安心ネットワーク事業協定書	H28.5.27	H29.3.31	1年更新	株式会社セブンーイレブン・ジャパン
26	介護高齢課	認知症対策・地域包括ケアの推進に関する包括的連携協定	H27.6.5	H29.3.31	1年更新	エーザイ株式会社
27	健康推進課	釧路市と札幌医科大学の連携協定書	H27.6.9	H30.3.31	1年更新	北海道公立大学法人札幌医科大学
28	産業推進室	地産地消・地場産品販路拡大に係る連携及び協力に関する協定	H27.8.3	H28.8.2	1年更新	株式会社イトーヨーカドー
29	産業推進室	職員派遣に関する協定書	H21.7.24	H22.3.31	無	太平洋興発株式会社
30	観光振興室	釧路市の観光振興に関する協定	H27.3.26	H28.3.31	1年更新	一般社団法人日本自動車連盟釧路市部
31	観光振興室	釧路市とNECソリューションイノベータ株式会社との観光振興に関する包括協定	H29.11.27	H30.11.26	1年更新	NECソリューションイノベータ株式会社

No.	課名	根拠となる協定の名称	協定締結日	有効期間	自動更新	民間事業者等名称
32	港湾空港振興課	災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	H28.1.14	H28.3.31	1年更新	①北海道開発局長 ②道内国際拠点港湾の港湾管理者の長 ③道内重要港湾の港湾管理者の長 ④道内地方港湾の港湾管理者の長 ⑤一般社団法人日本埋立浚渫協会北海道支部長 ⑥北海道港湾空港建設協会会長 ⑦一般社団法人日本海上起重技術協会北海道支部長 ⑧全国浚渫業協会北海道支部長 ⑨一般社団法人日本潜水協会会長 ⑩一般社団法人海洋調査協会会長 ⑪一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長
33	地域振興課	釧路市とANAセールス株式会社との連携及び協力に関する協定書	H28.2.25	H30.3.31	2年更新	株式会社ANAセールス
34	警防課	救急救命士の病院実習に関する協定書	H20.8.4	H29.3.31	1年更新	釧路孝仁会記念病院
35	警防課	気管挿管病院実習に関する協定書	H27.2.1	H29.3.31	1年更新	医療法人社団三慈会 釧路三慈会病院
36	総務課	災害時における水道の応急対策に関する協定書	H21.8.3	H30.3.31	1年更新	釧路市管工事協同組合
37	総務課	災害時の給水車による応急給水活動に関する協定書	H21.8.3	H30.3.31	1年更新	(株)共立
38	総務課	災害時の給水車による応急給水活動に関する協定書	H21.8.3	H30.3.31	1年更新	(株)釧路厚生社
39	総務課	災害時緊急応援に関する協定書	H29.10.1	H30.3.31	1年更新	第一環境株式会社
40	教育支援課	釧路市教育委員会と一般社団法人釧路青年会議所との連携協定書	H30.12.19	H31.12.18	1年更新	一般社団法人釧路青年会議所
41	動物園	釧路市動物園と生活協同組合コープさっぽろの協働に関する覚書	H23.11.23	H28.11.23	期間未定	コープさっぽろ
42	スポーツ課	釧路市と株式会社コンサドーレとの包括連携協定書	H30.5.26	期限なし		株式会社コンサドーレ
43	スポーツ課	釧路市と日本製紙クレインズとの包括連携協定書	H27.8.28	期限なし		日本製紙クレインズ
44	博物館	早稲田大学文学学術院と釧路市との相互協力に関する協定	H28.11.4	5年間有効	5年経過後 1年更新	早稲田大学文学学術院

■平成27年度 輝くまちづくり交付金交付対象事業

	提案事業名	提案団体	テーマ・提案事業概要	交付金額
1	まちなか観光推進事業	特定非営利活動法人 くしろ・わっと	【地域経済の活性化・地域を担う人材育成】 観光客貸し出し電動自転車と釧路公立大学生による街中ロードマップ(日本語・英語)の作成	290,000円
2	安心して暮らせるまちづくりのための「防犯大会」	くしろ高齢者劇団	【安心して暮らせる都市】 地域で防ぐ特殊詐欺をテーマにした演劇を上演し、関係者による講話やワークショップを実施	200,000円
3	釧路六感祭	釧路六感祭委員会	【地域経済の活性化・地域を担う人材育成】 11月にダンスコンテストや物産展を中心とした3,000人規模のイベントを企画・運営	410,000円
4	釧路ゆめこい渡し10周年記念「渡し舟と幣舞橋周辺クルーズ」	釧路川渡し舟委員会	【地域経済の活性化・地域を担う人材育成】 釧路川で行う渡し舟を地域の文化として根ざすイベントを企画	200,000円
5	自律的な地方創生学びの場、展開・発展の場事業	北海道学生研究会SCAN	【地域経済の活性化・地域を担う人材育成】 地方創生の学びの場としてのアイデアコンペ、地域経済分析システム(RESAS)を用いた釧路の経済分析と政策提言	300,000円
6	災害支援ボランティアの派遣	災害支援くしろネットワーク	【地域を担う人材育成・安心して暮らせる都市】 被災地の東北地域への市民ボランティアの派遣及び次世代の防災教育	600,000円
7	「ボーダレスアートシティKUSHIRO」	特定非営利活動法人 和ボーダレスアートセンター釧路	【地域を担う人材育成】 障がい者によるアート「ボーダレスアート」展、「ボーダレスアート」ワークショップ、イラストコンテスト、ラーメン屋アートポイントラリーの開催	500,000円
8	遊休不動産のリノベーションによる釧路のまちなか再生事業	くしろデザインプロジェクト・ユニット	【地域経済の活性化】 遊休不動産リノベーションによるまちなか再生の検討、講習会、地域資源の発掘、リノベーションアイデアコンペ	500,000円
9	釧路の魅力的な「人」との交流事業	クスろ	【地域経済の活性化】 地域資源である釧路人に会いに行ける交流イベント、ツアーの実施、報告書制作・頒布	500,000円

■平成28年度 輝くまちづくり交付金交付対象事業

	提案事業名	提案団体	テーマ・提案事業概要	交付金額
1	次世代を担うアスリート及び指導者の育成・発掘事業	一般社団法人スキルチャレンジ 代表理事 田中雄也	【地域を担う人材育成】 鳥取大通5丁目の総合トレーニングスタジアム・トレスタを貸切利用し、全スポーツ選手に共通して必要な、体幹を軸としたトレーニングと、スポーツ食育・スポーツ座学など、どの競技にも通ずるアスリート育成プログラムを銚路の地域スポーツとして根付かせ、選手や指導者や市民にとって魅力ある地域スポーツ環境を作ることにより、1人でも多くのトップアスリートを輩出する。	200,000円
2	出会い・育て・生きる in つながるファーム	うつくしろ創造協議会 代表 相座聖美	【婚活・子育て・女性活躍・地域活性化】 1.畑作業＋食事＋交流をする「つながるカフェ」開催。 2.他団体やグループにも参加していただく、「自分たちの畑でとれたものだけで作った料理自慢大会」「つながる収穫祭」を開催。	100,000円
3	結婚支援事業	シーズサービス株式会社 代表取締役 渡辺 栄重	【結婚支援に資する事業】 婚活講座の開催、イベントを通じた出会いの場の提供（地域の良さを再認識も出来るような地域めぐりを通じた出会い）、スタイル講座の開催、結婚観に関する意識調査	500,000円
4	ボーダレスアートアクション2016 アートスタンプラリー＆頑張ろう！！熊本・大分	NPO法人 和ボーダレスアートサポートセンター シロ 理事長 松田修	【地域を担う人材育成】 市内50店舗に銚路市内の障がい者事業所をはじめ全道・全国からアート作品を展示し、スタンプラリーを開催。（昨年は25店舗） また、SNSを活用した動画中継、人気投票等も開催。スタンプラリー作品と一緒に災害支援金募金箱とメッセージノートを設置し、災害支援活動も展開。	400,000円
5	安心して暮らせるまちづくりのための「認知症予防の集い」	くしろ高齢者劇団 事務局 長 佐藤伸邦	【安心して暮らせる都市】 「認知症の予防の為に生活習慣の改善」を題材にした芝居を通して、認知症予防の必要性の理解と認識を高める。 芝居にあわせて、医師等による「認知症にならない生活習慣ミニ講座」も実施。	200,000円
6	くしろの地域力から健康ビジネスを考える会	くしろ健康産業推進協議会 会長 八幡好洋	【地域経済の活性化・安心して暮らせる都市】 「くしろの地域力から健康ビジネスを考える会」を開催。慶応義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科にて特別招聘教授をされている保井俊之氏からアドバイザーとして監修をいただきながら、「くしろ地域の魅力を活かして課題を解決し、異業種との協働から生まれる健康産業」について、具体的なアイデアを生み出す。	150,000円
7	遊休不動産リノベーションによる銚路のまちなか再生	くしろリデザインプロジェクト・ユニット 代表 佐野修久	【地域経済の活性化・地域を担う人材育成】 1.遊休不動産リノベーションによるまちなか再生のポイントの検討 2.対象物件の選定 3.地域資源の発掘と地域課題の抽出及び地域資源を活かした地域課題解決が可能とするリノベーションアイデアの検討 4.ビジネスプラン作成のポイントを学ぶ講習会の開催 5.リノベーションアイデアのブラッシュアップとビジネスプラン（事業計画）のプレゼンテーション・採択 6.事業化に向けた取り組み 7.遊休不動産リノベーションによるまちなか再生のPR	400,000円
8	まちなか観光推進事業	特定非営利活動法人くしろ・わっと 理事長 小林友幸	【地域経済の活性化・地域を担う人材育成】 昨年作成した春採湖周辺マップに加え、新たに湿原観光専用マップ（日本語版と英語版）を作成。また、大学生ら若者の協力を得て、観光客向けに電動自転車等を貸し出す。	250,000円
9	銚路の魅力的な「人」との交流事業	クスロ 代表 夏堀めぐみ	【地域経済の活性化】 クスロ人に見える宿泊型イベント『「ひと」めぐりツアー』の実施、クスロ人を紹介するフリーペーパー『「ひと」めぐり帖』の発行・頒布	400,000円
10	「世界三大夕日の街くしろ」魅力発信事業	銚路夕焼け倶楽部 代表 芳賀久典	【銚路が世界に誇る夕日を活用した観光PR事業】 1.銚路の夕景（夕日・夕焼け）をテーマとした写真コンテスト、写真展の開催 2.上記作品を活用した魅力発信ツール（パンフレット（日本語・外国版）・写真・動画等）の作成 3.道内外における物産展、空港、新幹線駅等におけるPR 4.インターネットを活用した国内、海外への情報発信	300,000円
11	ジュニアアスリートサポート事業	Member制作実行委員会 実行委員長 小笠原健容	【地域を担う人材育成・地域経済の活性化】 1.アスリート食講座の開催 2.銚路産の食材を活かしたレシピの開発 3.レシピブックの作成 4.ジュニアアスリートむけスポーツノート作成、配布	100,000円

■平成29年度 輝くまちづくり交付金交付対象事業

	提案事業名	提案団体	テーマ・提案事業概要	交付金額
1	次世代を担うアスリート及び指導者の育成・発掘事業	一般社団法人スキルチャレンジ 代表理事 田中雄也	【地域を担う人材育成】 トレスタ及び市内体育館・リンクを拠点とした、全スポーツ選手に共通して必要なSAQを、パソコンと運動させた。今までにない、色や音などを複合させた神経系トレーニングと、体幹を軸としたトレーニングや、スポーツ食育・スポーツ座学など、どの競技にも通ずるアスリート育成プログラムを釧路から発信し、地域スポーツとして根付かせ、選手や指導者や市民にとって魅力ある地域スポーツ環境を作ることにより、1人でも多くのトップアスリートを輩出する。	200,000円
2	釧路の地域資源を活用した親子の食農共育体験事業の展開	親子の食農共育体験“あぐりちやれんじ” 理事長 野村 裕子	【安心して暮らせる都市】 食物アレルギー、発達障害、子育てにおける怒りをコントロールするためのアンガーマネジメントなどに関する学習会を開催し、親同士が助け合うための学びの機会を提供する。また、子ども向けには、農業理解を進めるためにジュニア農業者検定を実施し、農業に関する基礎的な力を習得させる。	100,000円
3	結婚支援事業	シーズサービス株式会社 代表取締役 渡辺 栄重	【結婚支援に資する事業】 結婚観を醸成するための講座の開催やイベントを通じた出会いの場の提供を実施。 地域の良さを再認識できるような地域めぐりを通じた出会いの場として、港まつりや冷ガーデン等での「新たな出会い交流会」を予定。 参加者のアンケートによる生活スタイル講座を実施。	250,000円
4	「世界三大夕日の街くしろ」魅力発信事業	釧路夕焼け倶楽部 代表 芳賀 久典	【釧路が世界に誇る夕日を活用した観光PR事業】 ①釧路の夕景(夕日・夕焼け)をテーマとした写真コンテスト、写真展の開催 ②昨年度の写真コンテスト作品を利用した魅力発信ツール(ポスター、パンフレット等)を作成し、イベント等で活用 ③客船入港時にミニ写真展を開催しPR ④道内外の物産展等でPR	345,000円
5	KUSHIROの夕日でおもてなし事業	KUSHIROおもてなし グルメフェスタ実行委員会 実行委員長 菅野 貴光	【釧路が世界に誇る夕日を活用した観光PR事業】 「KUSHIROおもてなしグルメフェスタ」の中で、釧路の三大夕日をPRする ①夕日の写真をポストカードプリント ②「釧路から愛を込めてポスト」の設置 ③夕日の顔出しパネルの作成・設置	300,000円
6	防災のまちづくり市民ワークショップ開催事業	特定非営利活動法人くしろ・わっと 理事長 小林 友幸	【安心して暮らせる都市】 特定非営利活動法人日本防災士機構認定防災士の辻川実氏を主任講師として、本年6月から来年1月までの期間に市民活動センター会議室で市民ワークショップを月1回計7回実施し、市役所防災庁舎での実践的避難訓練を7月に1回実施する。	180,000円
7	ワカモノ世代向け、釧路への「Uターン意欲向上」事業	クスろ 代表 夏堀 めぐみ	【地域経済の活性化、地域を担う人材育成】 釧路の魅力発信するために、釧路の魅力的な人(クスろ人)を紹介するフリーペーパー「ひとめぐり帖」を発行・頒布、WEB発信を実施。 これまでの釧路の魅力発信の効果から、釧路へ移住してきた若者の視点で情報を発信する「くしろ移住日誌」を発行・頒布。 釧路へ移住した若者や当メンバーにより、若い世代向けに釧路をUターン先として魅力ある土地であることを発信するイベントを道内外で開催する。	400,000円
8	ボーダレスアートアクション2017	NPO法人 和ボーダレスアートサポートセンタークシロ 理事長 松田 修	【地域を担う人材の育成】 釧路駅舎横の地下通路に障がい者を中心としたアート作品を飾り、新たな魅力発信の観光スポットとして 「ボーダレスアート(アンダーストリート)美術館」を計画。 地下通路のアート作品展示と運動し、駅前等スペースにてコンサート、パフォーマンス等の記念イベントを開催。	400,000円
9	安心して暮らせるまちづくりのための「高齢おひとりさま繋がり」の集い	くしろ高齢者劇団 事務局 長 佐藤 伸邦	【安心して暮らせる都市】 高齢おひとりさまが、互いに寄り添い、助け合う事の必要性和素晴らしさを題材にした芝居「向こう三軒両隣 みな高齢おひとりさま」(仮題)を通して、「イキイキとした老後」「安心して暮らせる老後」を手にする事を理解していただく。 来場された方と「意見交換会」も実施する。	200,000円
10	北のサクラ守実践研修「桜動物園通り物語序章」	釧路サクラ守創造塾 会長 濱木 義雅	【地域を担う人材育成、地域経済の活性化】 動物園通りを桜並木にし、釧路のシンボルゾーンとして地域の活性化を図るため、桜の植樹に向けた準備を行い、釧路地域で活動しているサクラ守の技術向上、人材育成のため、桜の木のてんぐ巣病の対応に係る研修、実習を行う。 桜の植樹は、次年度以降に実施。	160,000円
11	ジュニアアスリートサポート事業	NPO法人東北北海道スポーツコミッション 理事長 中島 仁実	【地域を担う人材育成、地域経済の活性化】 ①釧路産の食材を活かしたレシピの開発 ②開発したレシピのレシピブック作成 ③スーパーの食品コーナーにてレシピ活用ポップの掲示とレシピブックの配布	200,000円
12	阿寒湖原産ヒメマスをアイヌ文化でPR! 阿寒湖アイヌ文化を後世に伝える「カバチエブノミ」	阿寒アイヌ協会 会長 廣野 洋	【地域経済の活性化、地域を担う人材育成】 「ヒメマスの原産は阿寒湖である」「カバチエブノミは阿寒湖独自のアイヌ文化である」ことを同時発信できるツールであり、「教育」「文化」「観光」「産業」をつなぐ、阿寒湖温泉地域全体の地域振興の一手となり得る解説書付きDVDを作成。 作成したDVDは、釧路市・釧路市教育委員会へ寄贈し、文化施設等へ配布・配置していただくほか、道内のアイヌ文化関連施設等へ配布し、活用していただく。 動画をネット配信し、広く周知も行う予定。	700,000円

■平成30年度 輝くまちづくり交付金交付対象事業

	提案事業名	提案者(代表者)	テーマ・提案事業概要	交付金額
1	結婚支援事業	シーズサービス株式会社 代表取締役 渡辺 栄重	【結婚支援に資する事業】 結婚観を醸成するための講座の開催やイベントを通じた出会いの場の提供を実施。 中心街(北大通を予定)に婚活ステーションを設け、定期的に婚活イベント・スタイル講座開催を予定。	300,000円
2	「世界三大夕日の街くしろ」魅力発信事業	釧路夕焼け倶楽部 代表 芳賀 久典	【釧路が世界に誇る夕日を活用した観光PR事業】 写真コンテストの開催、写真展によるPRを行う。写真コンテストのInstagramの部については通年実施とし、外国人観光客へのPRを強化する。 その他、(一社)北海道建築士会との共催でまちづくりフォーラムの開催、マップ(日本語版、外国語版)の作成をしたり、室蘭市、留萌市等との市民団体との共催で出前写真展を開催する。	400,000円
3	KUSHIROの夕日でおもてなし事業	KUSHIROおもてなしグルメフェスタ実行委員会 実行委員長 菅野 貴光	【釧路が世界に誇る夕日を活用した観光PR事業】 「KUSHIROおもてなしグルメフェスタ」の中で、釧路の三大夕日をPRする (1)夕日PRブースを設置 (2)ウェディングドレスレンタルブースの設置 (3)ハッシュタグイベントの実施	400,000円
4	くしろ輝く日曜朝市	くしろ輝く日曜朝市実行委員会 実行委員長 車田 勇	【地域経済の活性化】 日曜の夜明けに輝く朝市 釧路・根室管内の事業者約30店舗が集う朝市の開催 ・開催日 2018年7月1日(日)～11月25日(日)の毎週日曜日(22日間) ・会場 釧路市役所防災庁舎前広場	250,000円
5	北海道・釧路命名150年武四郎まつり	北海道・釧路命名150年武四郎まつり実行委員会 代表 神戸 忠勝	【地域を担う人材育成】 ・久摺の地を探访した記録「久摺日誌」を掘り起こした資料展を開催。さらに識者によるリレー式講演などで釧路地域における武四郎の活動を知る機会をつくり、この地域の可能性を市民と共に考える。 ・松阪市民やアイヌ民族との文化交流イベントを開催する。	200,000円
6	コロ・フェスタ2018 in 釧路	コロ・フェスタ2018 in 釧路実行委員会 実行委員長 石田 憲一	【地域を担う人材育成・地域経済の活性化】 「コロ・フェスタ」とは合唱団の部門分けのない、全ての合唱人に開かれた誰もが楽しめる「合唱のお祭り」、合唱人集団「音楽樹」では、1997年より全国各地でこの「合唱のお祭り」を開催してきており、毎回開催地の実行スタッフと音楽樹とが力を合わせ、開催地ならではの特色を活かした催し物となっている。「コロ・フェスタ2018 in 釧路」と銘打ち、北海道では4回目、釧路市では初開催である。	350,000円
7	防災のまちづくり市民ワークショップ開催事業	特定非営利活動法人くしろ・わっと 理事長 小林 友幸	【安心して暮らせる都市】 わっと職員の防災士を中心にした講師により、平成30年6月から平成31年3月までの期間に市民ワークショップを全8回、避難場所を想定した施設での避難所実戦訓練を1回、市役所防災庁舎での実践的避難訓練を1回実施する。	200,000円
8	イキイキ☆B&Gカフェ	特定非営利活動法人 和 理事長 松田 修	【地域経済の活性化】 地域の認知症高齢者と、それに携わる方へ募集をかけて認知症高齢者イベントを開催。特性のアピールの場を提供。意欲の高い方は期間限定のレストランスペースでスタッフとして働いてもらう。レストランの様子は動画で撮影し、SNSで世界PR発信する。	250,000円
9	ジュニアアスリートサポート事業	NPO法人東北海道スポーツコミッション 理事長 中島 仁実	【地域を担う人材育成・地域経済の活性化】 (1)釧路産の食材を活かしたレシピの開発 (2)開発したレシピのレシピブック作成 (3)釧路冬季国体などでの釧路産食材アスリート食のPR	250,000円
10	次世代を担うアスリート及び指導者の育成・発掘事業	一般社団法人スキルチャレンジ 代表理事 田中 雄也	【地域を担う人材育成】 トレスタ及び市内体育館・リンクを拠点とした、全スポーツ選手に共通して必要なSAQを、パソコンと連動させた、今までにない、色や音などを複合させた神経系トレーニングと、体幹を軸としたトレーニングや、スポーツ食育・スポーツ座学など、どの競技にも通ずるアスリート育成プログラムを釧路から発信し、地域スポーツとして根付かせ、選手や指導者や市民にとって魅力ある地域スポーツ環境を作ることにより、1人でも多くのトップアスリートを輩出する。	250,000円

■釧路市公園里親制度について

別添資料 3

本市では、清掃や草刈などの公園の美化活動について、区域を決めてボランティアに委任する「公園里親制度」を設けており、下記表のとおり、様々な団体にご登録いただいております。

	公園名	面積(ha)	里親(団体)名	活動人数
東部	貝塚4丁目2号公園	0.03	貝塚団地町内会	28
東部	富士見公園	0.29	富士見地区連合町内会	22
東部	興津エニシダ公園	0.02	つつじヶ丘町内会	12
東部	桜ヶ岡2丁目公園	0.02	桜ヶ岡第2陸橋町内会	9
東部	永住2号公園	0.15	永住町内会	41
東部	春採3丁目8 よい子の砂場	0.02	望洋湖上町内会	17
東部	長陽公園	0.04	長生園前町内会	31
東部	南大通公園(啄木ゆめ公園)	0.10	啄木通り商店会	21
中部	若草公園	0.19	鉄北西部第2地区連合町内会	19
中部	東川公園	0.21	東川町内会	30
中部	文苑2号公園	0.20	文苑はしどい町内会	12
中部	新釧路2号公園	0.04	新釧路町内会	16
中部	ニュータウン3号公園	0.27	美原5丁目東町内会	40
中部	文苑1号公園	0.20	文苑すこやか町内会	18
中部	芦野6号公園	0.10	芦野5丁目のぞみ町内会	33
中部	芦野4号公園	0.20	芦野あすなろ町内会	18
中部	川北公園	0.25	株式会社 釧路製作所	52
中部	くろゆり公園	0.05	芦野東都町内会	10
中部	新釧路公園	0.09	株式会社 釧路製作所	52
中部	中島公園	0.66	日本道路(株)釧路出張所	26
中部	江南公園	0.29	如月の会	19
西部	昭とかつら公園	0.12	昭路北1丁目町内会	19
西部	鳥取14号公園	0.20	鳥取丹頂町内会	28
西部	昭和13号公園	0.20	昭和四一睦会	26
西部	大楽毛南8号公園	0.08	大楽毛光栄町内会	18
西部	大楽毛12号公園	0.04	大楽毛四丁目町内会	19
西部	鶴野東4号公園	0.09	鶴野地区連合町内会	38
西部	昭和17号公園	0.03	昭園町内会	18
西部	昭和16号公園	0.04	昭和橋町内会	35
西部	昭和10号公園	0.20	昭和元町町内会	30
西部	星が浦6号公園	0.02	星が浦町内会11班	3
西部	鶴野東3号公園	0.26	鶴野東3号公園里親の会	15
西部	鳥取3号公園	0.24	昭和自治会	14
西部	星が浦緑地(シルバー公園)	3.20	三井住建道路(株)北海道支店	9
西部	昭和14号公園	0.25	昭和南6丁目町内会	14
西部	鶴野東2号公園(かがやき公園)	0.20	鶴野東かがやき町内会	6
西部	昭和19号公園(くるくる公園)	0.24	昭和中央5丁目町内会	39
計	37箇所			857

包 括 (連絡先)	団体名	会場名	住 所	曜 日	時 間	実施内容
						団体独自
阿 寒 (66-1234)	NPO法人 グールの杜あかん	阿寒町スポーツセンターアリーナ	阿寒町中央1-6-1	水	10:00～11:30	☆シナプソロジープログラム
	NPO法人 和(なごみ)	共生型多機能施設コロイ	阿寒湖温泉2-5-3	木	13:30～15:00	1回/月 調理
西 部 (55-2666)	NPO法人 桜が丘ひぶなクラブ	鳥取ドーム	鳥取北7-4-1	木	10:00～12:00	☆簡単な読み書き計算
	ラダー・クラブ	鳥取南会館	鳥取南7-2-8	水	10:00～12:00	
	オリーブの会	農業生活センター	山花14線141	火	11:30～13:00	☆音楽鑑賞
	株式会社 N3ライフ	カラダラボ釧路鳥取	鳥取南大通3-20-16	火	16:00～17:00	☆機能訓練・嚥下体操・ ☆筋カトレーニング
	株式会社 N3ライフ	カラダラボ釧路鳥取	鳥取南大通3-20-16	水	16:00～17:00	☆機能訓練・嚥下体操・ ☆筋カトレーニング
中部北 (36-1233)	花サークル すずらん	愛国東会館	愛国東2-1-15	月	10:00～11:30	☆季節のイベント
	NPO法人 まなざしの和	まなざしの和	美原1-31-1	土	10:30～13:00	
	NPO法人 縁	デイサービス夢カフェ内	豊川町2-5	水	10:30～13:00	
	おたっしサービス 系の会	芦野会館	芦野3-29-5	金	10:00～12:00	
中部南 (24-1102)	医療法人資生会 クリニック養生邑	クリニック養生邑	白金町2-14	水	10:30～13:00	簡単な手芸
	医療法人 道東勤労者医療協会	よろづ寄り合い処 くしろの森	堀川町8-43	木	13:00～14:30	趣味活動・季節のイベント
	医療法人 道東勤労者医療協会	高齢者住宅すずらん	治水町2-2	火	13:30～15:00	趣味活動
	わたすげ体操教室	デイサービスわたすげ	共栄大通4-2-7	土	13:00～14:30	
	NPO法人 桜が丘ひぶなクラブ	釧路市民文化会館	治水町12-10	火	10:00～12:00	☆簡単な読み書き計算
	NPO法人 桜が丘ひぶなクラブ	釧路市総合福祉センター	旭町12-3	木	10:00～12:00	☆簡単な読み書き計算
東部北 (42-0600)	さわやか健康サロン	春採下町会館	武佐1-3-25	水	13:00～15:00	☆Eボール運動・口腔ケア
	NPO法人 わたぼうしの家	グループリビングほがら館	浦見4-3-22	水	10:30～14:00	
	NPO法人 桜が丘ひぶなクラブ	釧路市生涯学習センター	幣舞4-8	火	10:00～12:00	☆簡単な読み書き計算
	社会福祉法人 釧路創生会はるとりの里	はるとりの里	春採7-9-7	月	13:30～15:00	☆棒体操・季節行事
	ふまねっと946	城山会館	城山11-12-13	金	10:30～12:00	☆ふまねっと中心
	NPO法人 ふまねっと	グループリビングほがら館 多目的室	浦見4-3-22	火	10:00～11:30	☆ふまねっと中心
	NPO法人 ふまねっと	グループリビングほがら館 多目的室	浦見4-3-22	木	13:30～15:00	☆ふまねっと中心
東部南 (42-8222)	社会福祉法人 釧路創生会さくらの里	さくらの里	桜ヶ岡4-14-10	月	13:30～15:00	
	おたっしサロン共和	桜ヶ岡共和会館	桜ヶ岡5-21-25	水	10:00～12:00	
	グループホーム ひだまりの丘	グループホーム ひだまりの丘	白樺台2-8-20	水	10:00～12:00	季節のイベント
	NPO法人 桜が丘ひぶなクラブ	春採中学校	春採5-1-19	月	10:00～12:00	☆簡単な読み書き計算
	ほっとサロンわたすげ	ほっとサロンわたすげ	興津4-15-12	水	10:00～14:00	調理・畑作業・手芸

■災害時における各協定一覧表

別添資料 5

令和元年7月現在

No.	名称	締結期日	個別	締結先	郵便番号	所在地	電話番号
1	災害時の医療救護活動に関する協定	H07.04.01	1	一般社団法人釧路市医師会	085-0831	釧路市住吉2-1-2-37	41-3626
2	災害時における災害広報活動の協力に関する協定	H07.11.28	2	(株)エフエムくしろ	085-0813	釧路市春採7-1-2-4	47-0946
		H07.11.28	3	日糧製パン(株)釧路工場	084-0905	釧路市鳥取南6-2-1-8	51-2411
3	災害時における食糧供給協力に関する協定	H07.11.28	4	㈱とかち帯広ヤマザキ	080-2463	帯広市西2-3条北1丁目2-3	0155 37-5711
		H07.11.28	5	釧路学校給食パン工業協同組合	084-0913	釧路市星が浦南2-3-1-0	51-2311
4	道東六市防災協定	H08.05.21	6	帯広市(総務部総務課防災担当)	080-8670	帯広市西5条南7-1	0155 24-4111
		H08.05.21	7	北見市(総務部防災危機管理課)	090-0804	北見市桜町2-9-1 桜町仮庁舎	0157 25-1171
		H08.05.21	8	網走市(企画総務部総務課)	093-8555	網走市南6条東4-1	0152 44-6111
		H08.05.21	9	紋別市(総務部庶務課)	094-8707	紋別市幸町2-1-1-8	0158 24-2111
		H08.05.21	10	根室市(総務部総務課総務防災担当)	087-8711	根室市常盤町2-2-7	0153 23-6111
5	災害時における相互応援に関する協定	H09.03.01	11	札幌市、室蘭市、函館市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、仙台市、福島市、いわき市			
6	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	H09.11.05	12	北海道 北海道市長会 北海道町村会	085-8588	釧路市浦見2-2-5-4 釧路総合振興局地域政策課	43-9144
7	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	H10.06.19	13	一般社団法人釧路歯科医師会	085-0826	釧路市城山2-2-1-5	42-8336
8	災害時における貨物自動車の緊急救援輸送に関する協定	H10.08.03	14	一般社団法人釧路地区トラック協会	084-0906	釧路市鳥取大通6-1-4	51-3108
9	災害時における医薬品等の供給及び救護活動に関する協定	H11.02.22	15	一般社団法人釧路薬剤師会	085-0016	釧路市錦町4-7-1	32-4343
		H31.1.4	16	株式会社イトーヨーカ堂	102-8452	東京都千代田区二番町8-8	03-6238-2104
		H15.12.01	19	生活協同組合コープさっぽろ	085-0805	釧路市桜ヶ岡4-2-2-2	91-9131
		H28.03.31	73	王子コンテナ株式会社釧路工場	084-0917	釧路市大薬毛3-2-5	57-8141
10	災害時における物資の調達に関する協定	H29.07.03	77	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	060-0042	札幌市中央区大通西7丁目1-1	011 231-0027
		H30.01.23	79	株式会社セコマ	064-8620	札幌市中央区南9条西5丁目 パーク9・5ビル	011 330-2627
	災害時における物資の調達に関する覚書	H30.8.21	18-1	イオン北海道㈱	003-8630	札幌市白石区本通21丁目南1-10	011-865-9404
		H30.8.21	18-2	マックスバリュ北海道㈱	060-0008	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号	011-631-5197
11	非常時における緊急避難のための建築物一時使用に関する協定 【阿寒湖温泉旅館組合】 H31.2.1再協定	H11.08.17	17	合意施設：ニュー阿寒ホテル、あかん遊久の里鶴雅、ホテル御前水、ホテル阿寒湖荘、阿寒の森鶴雅リゾート花ゆう香	085-0467	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2-6-2 O NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構	67-3200
12	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	H16.07.28	20	赤帽北海道軽自動車運送協同組合釧路支部	084-0905	釧路市鳥取南8-5-1-4	53-0166
13	災害時における機器の調達に関する協定	H17.11.24	21	一般財団法人日本建設機械レンタル協会 北海道支部釧路地区部会	084-0913	釧路市星が南1-1-5 ㈱カナモト釧路営業所	51-1551
14	災害時における無償提供に関する協定	H17.12.26	22	大塚製菓株式会社札幌支店	060-0061	札幌市中央区大通西6-1	011 241-0001
15	災害時における物資の無償提供に関する協定	H18.03.16	23	日本製紙株式会社釧路工場	084-0905	釧路市鳥取南2-1-4-7	52-7605
16	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市 災害時相互応援に関する協定	H18.04.01	24	新潟市、仙台市、島原市、東京都墨田区、静岡市、福井市			
		H18.05.29	25	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	004-8588	札幌市清田区清田1条1丁目2-1	011 888-2101
		H18.12.04	26	北海道キリンビバレッジ(株)	060-0011	札幌市中央区北11条西19丁目36-147	011 640-6603
			80	大塚食品(株)札幌支店	060-0042	札幌市中央区南一条西7丁目16-2 岩倉ビル3F	011 271-1226
		H30.04.01	81	北海道コカ・コーラボトリング(株) 釧路販売課	085-0022	釧路市南浜町9番16号	23-3131
			82	北海道ペンディング(株)釧路営業所	085-0022	釧路市南浜町9番16号	23-3131
			83	(株)伊藤園	151-8550	東京都渋谷区本町3丁目47番10号	03 5371-7111
18	災害時における釧路市所管施設等の災害応急業務に関する協定	H18.12.04	27	釧路市建設事業協会	085-0006	釧路市双葉町1-6	42-2215
		H19.07.02	28	釧路市電気設備事業協会	085-0815	釧路市材木町9-3-0	41-8237
19	災害時相互応援に関する協定(日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会)	H19.07.31	29	根室市、釧路町、白糠町、厚岸町、弟子屈町、浜中町、標茶町、中標津町、羅臼町、別海町、標津町、帯広市、音更町、清水町、士幌町、新得町、芽室町、広尾町、幕別町、池田町、本別町、足寄町、大樹町、上士幌町、北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、遠軽町、訓子府町、鶴居村、更別村、小清水町、興部町	085-0841	釧路市南大通2-1 上下水道部総務課	43-2164
20	災害時におけるLPガス等の供給協力に関する協定	H21.01.28	30	一般社団法人 北海道エルビーガス協会釧路支部	085-0007	釧路市堀川町7-3-5	23-2655
21	災害時における燃料等の供給協力に関する協定	H21.01.28	31	釧路地方石油業協同組合	085-0847	釧路市大町1-1-1-0	41-6818
22	災害時における釧路市内森林等の災害応急業務に関する協定	H22.04.01	32	阿寒総合林業協同組合	085-0218	釧路市阿寒町新町2-6-9	66-3102
23	災害時における釧路市と北海道LPガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	H22.07.30	33	一般社団法人 北海道エルビーガス協会	085-0007	釧路市堀川町7-3-5	23-2655
24	災害時における被害状況調査等の応援協力に関する協定	H23.05.27	34	釧路市測量設計事業協会	085-0061	釧路市芦野1-2-4-2-1	36-7878
25	石油基地自治体協議会 加盟団体災害時相互応援協定	H23.07.12	35	室蘭市、苫小牧市、伊達市、石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市、北茨城市、千葉市、市川市、船橋市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市、横須賀市、新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、東海市、知多市、四日市市、堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市、大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、中間市、唐津市、大分市、八代氏、鹿児島市、うるま市			
26	災害時協力協定	H24.07.18	36	一般財団法人 北海道電気保安協会	063-0826	札幌市西区発寒6条12丁目6-11	011 555-5001
27	災害時における病院間の相互支援に関する協定	H24.08.31	37	市立釧路総合病院	085-0822	釧路市春湖台1-1-2	0154 41-6121
			38	市立函館病院	041-8680	函館市港町1-10-1	0138 43-2000
			39	砂川市立病院	073-0196	砂川市西4条北3丁目1-1	0125 54-2131
			40	名寄市立総合病院	096-8511	名寄市西7条南8丁目1	01654 3-3101

No.	名称	締結期日	個別	締結先	郵便番号	所在地	電話番号
28	釧路管内8市町村防災基本協定	H24.09.24	41	釧路町（総務課 防災車両係）	088-0692	釧路町別保1-1	0154 62-2111
			42	厚岸町（総務課 危機対策係）	088-1192	厚岸郡厚岸町真栄3-1	0153 52-3131
			43	浜中町（防災対策室 防災係）	088-1592	浜中町霧多布東4条1-35-1	0153 62-2111
			44	標茶町（総務課 交通防災係）	088-2312	川上郡標茶町川上4-2	015 485-2111
			45	弟子屈町（総務課 情報防災係）	088-3292	川上郡弟子屈町中央2-3-1	015 482-2191
			46	鶴居村（総務課 総務係）	085-1203	阿寒郡鶴居村鶴居西1-1	0154 64-2111
			47	白糠町（地域防災課 地域防災係）	088-0392	白糠町西1条南1丁目1-1	01547 2-2171
29	災害時における協力活動及び情報提供に関する協定 【H12.2.21協定の解消】 【H20.12.26協定の解消】	H25.07.12	48	釧路市内郵便局 代表：日本郵便株式会社 （釧路中央郵便局）	085-8799	釧路市幸町13-2	22-2200
30	津波（大津波）時における緊急避難場所等としての使用に関する協定 【釧路ホテル旅館組合・H7.4.27協定の解消】	H25.10.01	49	ホテルクラウンヒルズ釧路	085-0015	釧路市北大通13-1-14	22-0109
			50	ANAクラウンプラザホテル釧路	085-0016	釧路市錦町3-7	31-4111
			51	釧路センチュリーキャッスルホテル	085-0837	釧路市大川町2-5	43-2111
			52	釧路ロイヤルイン	085-0018	釧路市黒金町14-9-2	31-2121
			53	ラスティングホテル	085-0033	釧路市若松町3-3	21-9111
			54	ホテルマーシュランド	084-0906	釧路市島取大通5-2-5	51-5557
			55	㈱釧路製作所	085-0003	釧路市川北町9-19	22-7135
			56	㈱北海道新聞社釧路支社	085-8655	釧路市黒金町11-5	31-2719
			57	㈱サンエス電気通信	084-8686	釧路市星が浦大通1-7-1	51-2924
			58	㈱マルセンクリーニング	084-0911	釧路市星が浦北4-2-6	52-2260
			59	王子マテリア（株）釧路工場	084-0917	釧路市大薬毛3-2-5	57-3305
			61	音別神社	088-0133	釧路市音別町尺別9-2	01547 6-2170
		H25.10.16	62	釧路プリンスホテル	085-8581	釧路市幸町7-1	31-1111
		H25.11.28	63	釧路総合振興局（道営住宅川北団地）	085-8588	釧路市浦見2-2-54	43-9193
		H25.12.24	64	ヤマダ電機テックランドNEW釧路店	085-0012	釧路市川上町8-8	64-7011
		H25.12.24	65	ビッグハウス旭町店	085-0012	釧路市川上町9-7	32-2980
		H27.03.23	69	イオン北海道株式会社	003-0026	札幌市白石区本通2丁目南1-10	011 865-4120
		H27.04.01	70	社会福祉法人 音別憩いの郷	088-0123	釧路市音別町川東1-200-1	01547 6-2811
		H27.12.18	72	釧路総合振興局（道営住宅であえーる幸団地）	085-8588	釧路市浦見2-2-54	43-9193
		H29.11.16	78	釧路商工会議所	085-0847	釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センタービル	41-4141
		H30.10.23	84	釧路交通㈱	084-0912	釧路市星が浦大通5丁目5-49	51-1234
		H31.1.9	60	㈱サトービル	085-0045	釧路市住之江町2-1	22-5828
31	大和市・釧路市災害時相互応援協定	H26.11.20	66	神奈川県大和市	242-8601	神奈川県大和市下鶴間1-1-1	046 260-5777
32	一般国道38号釧路新道釧路市大薬毛地区の歩道に接する階段の使用に関する協定	H26.12.12	67	釧路開発建設部	085-8551	釧路市幸町10-3	24-7000
33	災害時等における施設の一時使用に関する協定	H27.03.13	68	北海道警察釧路方面本部	085-8511	釧路市黒金町10-5	25-0110
34	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	H27.04.01	71	社会福祉法人 音別憩いの郷	088-0123	釧路市音別町川東1-200-1	01547 6-2811
35	災害時における公衆浴場の協力に関する協定	H28.03.31	74	北海道公衆浴場業生活衛生同業組合 釧路支部 釧路浴場組合	085-0833	釧路市宮本2丁目15番10号	0154 41-5978
36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29.01.31	75	株式会社ゼンリン	088-0123	札幌市中央区大通西12丁目4	011 271-7170
37	災害時における柔道整復師の救護活動における協定	H29.01.31	76	公益社団法人北海道柔道整復師会 釧路ブロック	084-0909	釧路市昭和南6-36-16	53-5253
38	災害時における「道の駅 阿寒丹頂の里」の防災拠点化に関する協定	H30.12.17	85	北海道開発局釧路開発建設部長	085-8551	釧路市幸町10丁目3番地	24-7274
39	災害時等における無人航空機の活用に関する協定書	H31.1.25	86	㈱苗穂自動車学園釧路支店（釧路自動車学校）	085-0061	釧路市芦野5丁目12-1	37-7997
40	寒冷地訓練等の実施に関する協定書	R01.07.05	87	海上自衛隊大湊地方総監部	035-8511	青森県むつ市大湊町4-1	0175-24-1111

■ 防災訓練の取組、及び市民の参加状況

防災総合訓練など			
・H27年度	8/29	釧路市津波避難訓練	6機関216人、9/2 釧路市防災総合訓練(阿寒地区) 5機関281人
・H28年度	11/7	釧路市津波避難訓練	4機関280人、
・H29年度	7/12	釧路市防災総合訓練(釧路地区)	43機関1000人、9/1 釧路市防災総合訓練(阿寒地区) 5機関210人、
	9/1	釧路市防災総合訓練(音別地区)	16機関320人、10/30 釧路市洪水避難訓練 11機関200人
	1/11	釧路市津波避難(厳冬期)訓練	5機関170人
・H30年度	9/4	釧路市防災総合訓練(阿寒地区)	5機関150人、9/4 釧路市防災総合訓練(音別地区) 12機関144人
	11/5	釧路市洪水避難訓練	13機関240人
・R1年度	7/12	釧路市防災総合訓練(釧路地区)	49機関900人、8/30 釧路市防災総合訓練(阿寒地区) 5機関124人
	9/2	釧路市防災総合訓練(音別地区)	11機関279人
各市有施設における防災訓練など			
【公立保育施設】			
・火災、震災、その他の災害の予防、人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的に毎年度、避難訓練の年間計画に基づき毎月実施。(公立保育園 4園、子育て支援センター2か所、認定こども園 1園)			
【児童館】			
・火災、震災、その他の災害の予防、人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的に、主に放課後児童クラブの児童を対象に年2回実施。(全21館)			
【児童発達支援センター】			
・火災、震災を想定した避難訓練を月1回実施(うち1回は総合訓練)			
【市営住宅】			
通報訓練、消火器および水消火器による放射訓練、避難器具説明			
H27年度 2回 7棟 12名の参加、H28年度 2回 14棟 13名の参加、H29年度 7棟 22名の参加、H30年度 6回 16棟、48名の参加			
【高等看護学院】			
年1回の学院生徒を対象とした消防訓練を実施。			
【小中学校】			
市の防災事業や土曜授業、地域と連携した防災教育を実施(全小中学校)			
応急給水訓練			
【釧路地区】			
・H29年度 10/13 庁舎のある南大通を中心とした橋南西部地区連合町内会とともに実施。約60名が参加した。			
【阿寒湖温泉地区】			
・H28年度 10/17 釧路市上下水道部のほか、協力会社2社及び地元住民25名が参加した。			
自主防災団体における防災訓練			
■H27年度			
月日	団体名	内容	参加人員
8/29	第6地区防災推進協議会	災害対策訓練(ノーザンレスキュー)	3
11/13	第6地区防災推進協議会	川北会館防災訓練	11
10/14	第9地区防災推進協議会	災害対策訓練(ノーザンレスキュー)	139
11/7	鉄北西部第1地区防災推進協議会	青葉小学校大津波避難訓練	8
2/13	鉄北西部第1地区防災推進協議会	新橋大通地域・冬の津波避難訓練	48
7/11	大楽毛地区防災推進協議会	大楽毛小学校土曜事業・津波避難訓練	3
10/26	大楽毛地区防災推進協議会	大楽毛全地域津波避難訓練	1,030
8/29	美原地区防災推進協議会	災害対策訓練(ノーザンレスキュー)	3
9/5	美原地区防災推進協議会	美原2・3丁目、中学校合同津波訓練	466
10/3	美原地区防災推進協議会	美原1・5・5丁目東町内会、小学校合同津波避難訓練	400
9/16	桜ヶ岡地区防災推進協議会	春中南町内会防災訓練(避難所運営ゲーム)	22
2/23	桜ヶ岡地区防災推進協議会	桜ヶ岡地区連避難訓練	34
■H28年度			
月日	団体名	内容	参加人員
9/18	第1区防災推進協議会	第1地区・第2地区合同防災避難訓練	165
9/18	第2地区防災推進協議会	第1地区・第2地区合同防災避難訓練	120
11/7	愛国東地区連合防災推進協議会	愛国東地区津波避難訓練	200
11/22	愛国東地区連合防災推進協議会	避難所運営ゲーム	1
11/4	愛国西地区防災推進協議会	明輝高校津波避難訓練	34
7/9	大楽毛地区防災推進協議会	大楽毛小学校土曜事業・津波避難訓練	3
10/5	大楽毛地区防災推進協議会	大楽毛全地域津波避難訓練	1,200
11/22	望洋地区連絡協議会	避難所運営ゲーム	1
8/20	美原地区防災推進協議会	美原中学校・町内会合同津波避難訓練	270
9/23	美原地区防災推進協議会	美原児童館津波避難訓練	37
11/7	美原地区防災推進協議会	コアかやき津波避難訓練	9
2/26	美原地区防災推進協議会	避難所運営ゲーム	3
9/1	桜ヶ岡地区防災推進協議会	春中南町町内会防災訓練	18
9/7	桜ヶ岡地区防災推進協議会	桜ヶ岡中央会館防災訓練	10
10/7	桜ヶ岡地区防災推進協議会	桜ヶ岡中央会館・桜ヶ岡支所防災訓練	18
■H29年度			
月日	団体名	内容	参加人員
9/27	釧路市連合防災推進協議会	避難所運営ゲーム	7
10/15	第1地区防災推進協議会	避難所運営ゲーム	25
9/23	愛国東地区防災推進協議会	いずみ町内会秋季避難訓練	23
8/19	愛国西地区防災推進協議会	景雲中学校地域合同避難訓練	56
10/31	愛国西地区防災推進協議会	明輝高校津波避難訓練	16
10/26	橋北東部地区防災推進協議会	津波等の防災体験及び避難所運営ゲーム	2
1/24	鉄北西部第1地区防災推進協議会	冬期避難訓練	15
10/4	大楽毛地区防災推進協議会	大楽毛全地域一斉津波避難訓練	1,100
10/4	大楽毛地区防災推進協議会	避難所運営ゲーム	40
8/26	美原地区防災推進協議会	美原中学校・2・3丁目合同津波避難訓練	356
9/22	美原地区防災推進協議会	美原児童館津波避難訓練	50
10/26	美原地区防災推進協議会	津波等の防災体験及び避難所運営ゲーム	1
11/25	美原地区防災推進協議会	美原小学校・町内会合同津波避難訓練	430
10/18	桜ヶ岡地区防災推進協議会	春中南町町内会防災訓練	13
11/19	鳥取西部連合町内会	避難所運営ゲーム	18
■H30年度			
月日	団体名	内容	参加人員
10/4	釧路市連合防災推進協議会	避難所運営ゲーム	26
9/1	美原地区防災推進協議会	美原地区防災訓練	200
9/21	美原地区防災推進協議会	美原児童館津波避難訓練	40
6/29	愛国西地区防災推進協議会	愛国会館防災通報訓練	10
7/17	愛国西地区防災推進協議会	愛国西地区防災通報訓練	40
12/9	鉄北西部第1地区防災推進協議会	避難所運営ゲーム	30
10/20	桜ヶ岡地区防災推進協議会	春中南町町内会防災訓練	20
10/3	大楽毛地区防災推進協議会	大楽毛全区域津波避難訓練	1,030
11/18	鳥取西部連合町内会	避難所運営ゲーム	16

○釧路市まちづくり基本条例

平成27年3月20日

釧路市条例第1号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 権利及び責務（第6条—第11条）

第3章 コミュニティ（第12条）

第4章 情報共有（第13条—第15条）

第5章 市民参加及び協働（第16条—第22条）

第6章 行政運営（第23条—第28条）

第7章 この条例の見直し（第29条）

附則

釧路市は、原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめとする大小の湖沼、広大な森林などの厳しくも豊かな自然の恵みのもと、その自然と共生してきたアイヌの人たちや開拓のために移り住んだ人たちなどの長年の労苦と努力によって、東北海道の中核都市へと発展を遂げてきました。

私たち釧路市民は、「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまち」を築くことを目指した釧路市民憲章を胸に、あすの釧路市がより輝くよう、次世代に引き継いでいく責任があります。

私たちは、皆で築き上げてきた歴史を誇りとして、まちづくりを自ら担う気概を持ち、まちづくりの主体としての役割を果たしていかなければなりません。

ともに考え、互いに認め合い、力を合わせてまちづくりに取り組み続けることで、人と人との絆や^{きずな}支え合う心をより確かなものにし、喜びとやりがいを感じながら、安全で安心な心豊かに暮らせるまち釧路を築いていくために、まちづくりの規範として、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を

定めることにより、市民を主体とするまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりの基本であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民 住民又は市内で働き、若しくは学ぶ者若しくは事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。
- (4) まちづくり 釧路市における公共の福祉の増進を目的とする全ての活動をいう。
- (5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。
- (6) 協働 市民及び市がまちづくりにおけるそれぞれの責務を果たしながら、協力し合うことをいう。
- (7) コミュニティ 町内会をはじめとする居住等の地域によって形成された市民の集まり及び共通の目的、関心等によって形成された市民の集まりであって、まちづくりを行うものをいう。

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。

(基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。

第2章 権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民は、まちづくりに参加することができる。

2 市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に不利益を受けない。

(市民の責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第9条 市長は、選挙によって選ばれた本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。

4 市長は、市政において、人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。

(市職員の責務)

第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

(議会及び議員の責務)

第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。

2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

第3章 コミュニティ

第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよ

う努めなければならない。

2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加することを通じて、まちづくりに主体的に取り組むよう努めなければならない。

3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。

第4章 情報共有

(情報共有)

第13条 市は、まちづくりに必要な情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、他の市民や市との情報の共有に努めなければならない。

(情報公開)

第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の公開について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。

(個人情報保護)

第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。

第5章 市民参加及び協働

(市民参加)

第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

(協働)

第17条 市は、協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、協働の実効性を高めるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。

(子どものまちづくりへの参加)

第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。

(男女平等参画)

第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければな

らない。

(危機管理)

第20条 市民及び市は、災害その他非常の事態の発生時において、協働により迅速かつ適切に対処することができる態勢の確立に努めなければならない。

(住民投票)

第21条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。

2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。

3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民意見提出手続)

第22条 市長等は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等（以下「政策策定等」という。）に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市長等の考え方等を公表しなければならない。

第6章 行政運営

(基本構想等)

第23条 市長は、基本構想等を策定するものとする。

2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。

3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。

(財政運営)

第24条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。

2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。

3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を市民に分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。

(行政運営)

第25条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

(行政評価)

第26条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民による評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

(行政手続)

第27条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。

(国及び他の自治体との連携)

第28条 市長等は、まちづくりに関し、国及び北海道と本市との関係が対等であるという認識の下、それぞれの役割分担を踏まえ、連携及び協力に努めなければならない。

2 市長等は、行政運営を効果的かつ効率的に行い、及び行政課題に的確に対応するため、近隣自治体その他の国内外の自治体との交流、連携及び協力に努めなければならない。

第7章 この条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。